



台北市日本工商会

2021

台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望

目 次

1. はじめに	1
2. 主要なる政策提言 「新たな時代の日台関係が生む成果の実現に向けて」	3
はじめに	3
【日本工商会からの6大提言】	3
1. 日台連携の深化	4
●CPTPP等の経済連携協定への加入に向けた活動加速	4
●日台連携による第三国市場の開拓	5
●ビジネス・観光交流の早期正常化	5
2. 日本産食品に対する輸入規制措置の見直し	6
●科学的根拠に基づく規制撤廃の実現	6
3. 日台協業による産業発展、新産業創出	7
●半導体サプライチェーンの充実	7
●新エネ・省エネ・脱炭素関連産業の育成	7
●IoT・DX関連産業の強化	8
●医療・健康関連産業の強化	9
●既存産業の更なる競争力強化	9
●日台協業を促す事業環境整備	10
4. 安定且つ競争力のあるインフラ整備	10
●低廉な電力の安定供給	10
●安定的な水供給	11
●都市機能及び工業団地の整備	11
5. 質の高い人材確保	12
●多様な働き方の推進	12
●少子高齢化に対応した制度整備	13
●産業を支える技能人材の確保・育成	13
6. 魅力ある投資環境の整備	14
●台湾進出日系企業に対するスムーズな行政手続き	14
●インフラ関連事業等における新型コロナウイルスの影響への対応	14
●ビジネス環境と安全面の維持	14
3. 2020年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告	15
4. 2021年「白書」要望事項一覧表	18
5. 2021年要望事項	20
【1】基本政策及び労働基準法に係わる要望事項	20
【2】インフラ投資と投資環境・労働力問題の改善について	23
【3】エネルギー政策について	27
【4】自動車・二輪車業界振興策について	41
【5】電機電子部品業界について	48
【6】医薬制度について	53
【7】たばこ/酒/食品等の規制について	62
【8】建設工事関連について	68
【9】金融財務について	74
【10】知的財産権利について	85
【11】その他全般について	88

1. はじめに

台北市日本工商会の台湾政府に対する『白書』は、2008年に提出した「要望書」に由来しており、翌年2009年10月に初の『白書』を提出して以来、本年で13回目の提出となる。民間レベルから中央政府に対して率直に提言を行い、それを受けとめていただける仕組みがあることは、地域で活動する日系企業にとっては大変有意義で、重要なことと言える。また当該白書は、毎年12月上旬に開催される日台政府間の経済貿易会議や、経団連を窓口とする東亜経済人会議においても参考にされており、多くの関係者の注目を集めている。これも、長年にわたる日台の良好な関係と相互信頼に基づくものであり、深く感謝を申し上げたい。

2020年版白書については、2020年10月8日に行政院国家発展委員会宛に提出され、10月23日には日本の政府機関に対してweb会議にて内容を報告した。その後の白書に関する台湾政府との協議は、新型コロナウイルス蔓延の影響もあり、例年と全く同じプロセスを取るということはできなかったものの、種々制約のある中で台湾政府には積極的な対応を頂き、web会議等の工夫をすることによって議論を深めることができた。個別要望事項として提出された64項目のテーマの内、A評価が全体の16%を占める（2019年は6%）等、十分に成果を示すことができたと考えている。

今年の白書もこれまでと同様、大きくは二部構成となっている。前半は、「主要なる政策提言」と題して、現下の政治・経済、そして社会情勢を踏まえ、マクロ的視点から台湾政府に対して提言する内容となっている。台北市日本工商会の主要幹部が議論を重ね、日本台湾交流協会等、関係機関の意見も踏まえながら、以下6項目についての提言をまとめた。

【日本工商会からの6大提言】

1. 日台連携の深化
2. 日本産食品に対する輸入規制措置の見直し
3. 日台協業による産業発展、新産業創出
4. 安定且つ競争力のあるインフラ整備
5. 質の高い人材確保
6. 魅力ある投資環境の整備

蔡政権が主要政策を推進するに当たって考慮願いたい、具体的な改善点を、グローバル展開する日系企業の目線で指摘している。また、各提言に含まれる多くの項目が、後半の個別要望事項の背景説明にもなっている。

後半の「個別要望事項」は、台湾で活動している日系企業が現状の問題点及びその改善策

を、台湾政府に対して指摘・要望するものであり、台北市日本工商会に属する日系企業（21年6月末現在、正式登録数495社）が参加する17の各部会（自動車、電機電子、医薬品医療機器、運輸観光、食料物資、商社、一般機械、金融財務、建設、エネルギー等）や6つの委員会（知的財産委員会等）より要望案として提出された内容を取り纏めている。

今回の個別要望事項は、前年度未解決継続案件44項目及び新規27項目の合計71項目となった。新規案件については、エネルギー政策、建設工事関連、医療関連、金融財務に関するものが多く提出されており、政府の注力する分野、そして経済活動が活発化しているエリアとも合致している。今後の台湾経済の方向性も左右する分野であり、今年も深い議論を要望する。その一方で、基本政策や自動車、医療、そして食料・食品分野では、長年に渡って議論が続けられている案件が継続的に要望されている。これら分野は裾野が広く与える影響が大きいこと、また、日本等他の国々と比較した上での規制の改善要望が多く、変更の余地が大きいと判断されることから、さらなる検討をお願いするものである。現在台湾は近年稀に見る程、世界の注目を集めており、将来の発展に向けての重要な節目に差し掛かっているのは間違いない。半導体分野等、明確に台湾が世界をリードしている分野に加え、今回提示されている他分野に関する改善も種々検討、取り入れて頂き、サステナブルでバランスの取れた台湾経済の成長が近い将来実現することを期待する。台北市日本工商会は、日台経済連携の中で、台湾の将来発展の為に最大限の協力をさせて頂く所存である。

今年度の白書のテーマは「新たな時代の日台関係が生む成果の実現に向けて」としている。新型コロナウイルスの蔓延、IOT等の技術変革やグリーンエネルギーへのシフト、そして米中覇権争い等の政治情勢の大きな変化により、日台を含む世界は、政治的にも経済的にも新たな時代に既に突入している。その新たな時代の中で、これまで築いて来た良好な日台関係を活かし、相互に補い合うことによって、それぞれに利益をもたらす成果を継続的に生み出すことができると考えている。

この白書が提示しているそれぞれの課題やテーマが、それらの成果を創出する為の端緒の数々であり、深く議論を進めることによって、それらを成長の機会とすることが可能となる。今後、台湾政府各部署との議論が前向きに進められ、日台双方が成長する為の様々な機会が、数多く生み出されて欲しいとの願いが今年のテーマの中に込められている。

台北市日本工商会
理事長 徳元 克好
2021年10月8日

2. 主要なる政策提言

「新たな時代の日台関係が生む成果の実現に向けて」

はじめに

2020年は、新型コロナウイルスの影響で世界各国・地域の経済成長が大幅な減速になる中で、台湾は3.12%と2019年を上回る経済成長率を達成した。また、2021年も更に高い経済成長が見込まれている。半導体を中心とする輸出産業の活況を達成しつつ、域内経済の活力を落とさないことに成功した台湾政府の政策には、台湾で事業を行う日系企業を代表して、改めて敬意を表したい。

さて、今年9月で日台断交から50年目に入る。日本と台湾は、断交という大きな困難に直面しつつも、この50年間、経済や文化等の面を中心に結びつきを強化してきた。例えば、日台間の人的交流は非常に盛んで、コロナ前の2019年には日台間合計で708万人と、10年間で3倍弱にまで増えている。また最近では、台湾を代表する産業である半導体分野においても、製造装置や材料の供給、半導体の製造委託や調達といった面で、強固なサプライチェーンを築いている。

こうした中で、台湾政府は、昨年発表された6大核心戦略産業を軸に、半導体クラスターの整備や5G関連産業の強化、再生エネルギーやカーボンニュートラル実現に向けた動き等、その取り組みを積極化している。日本には、半導体機器や材料、システムソリューション、CO2排出削減技術等で世界的な強みを持つ企業も多く、こうした分野において少なからず貢献が可能であり、日台で力を合わせて推進していくことを希望する。

日本と台湾は長年に亘って良好な関係を築いてきた。今後は、ポストコロナにおける様々な経済や国際情勢の変化を踏まえて、新たな成果を生み出さなければならない段階に入ってくる。次なる50年の更なる相互発展と結びつきの強化に期待しつつ、日本工商会としては日台関係の深化に向けた更なる貢献を果たしたいと考えている。

昨年は白書提出後、政府には数多くのフェイストゥフェイス会議の開催等、柔軟かつスピーディーなご対応を頂き感謝している。今年はさらにスピード感と具体性、透明性のある政策執行力の強化をお願いしたい。

【日本工商会からの6大提言】

1. 日台連携の深化

- CPTPP等の経済連携協定への加入に向けた活動加速
- 日台連携による第三国市場の開拓

- ビジネス・観光交流の早期正常化

2. 日本産食品に対する輸入規制措置の見直し

- 科学的根拠に基づく規制撤廃の実現

3. 日台協業による産業発展、新産業創出

- 半導体サプライチェーンの充実
- 新エネ・省エネ・脱炭素関連産業の育成
- IoT・DX関連産業の強化
- 医療・健康関連産業の強化
- 既存産業の更なる競争力強化
- 日台協業を促す事業環境整備

4. 安定且つ競争力のあるインフラ整備

- 低廉な電力の安定供給
- 安定的な水供給
- 都市機能及び工業団地の整備

5. 質の高い人材確保

- 多様な働き方の推進
- 少子高齢化に対応した制度整備
- 産業を支える技能人材の確保・育成

6. 魅力ある投資環境の整備

- 台湾進出日系企業に対するスムーズな行政手続き
- インフラ関連事業等における新型コロナウイルスの影響への対応
- ビジネス環境と安全面の維持

1. 日台連携の深化

● CPTPP等の経済連携協定への加入に向けた活動加速

地域間での経済連携協定の締結が進むなか、台湾が主要国間で締結している協定はニュージーランド、シンガポール、中国のみである。しかも、中国との間のECFAの後続協議も進んでいない。貿易に関する競争条件が他国に比して劣る状況は、輸出主導型の台湾にとって深刻な問題であると共に、日本を含む外資導入の阻害要因にもなり得る。

白書でも例年取り上げてきたが、CPTPPに代表される広域経済連携協定への加入や、日本とのEPA・FTAの締結に向けた取組みを進めていただきたい。また、各産業における国際慣行にそぐわない独自規制やルールの是正、及び投資保護の充実についても対応が求められる。これまで規制に守られてきた産業分野はもちろんのこと、台湾の既存産業の産業競争力の向上を一体的に検討し、地域経済自由化へスムーズに加入できる環境を整えていくことが求められる。

米国や欧州等の西側諸国と中国との対立が激しくなりつつある中で、台湾経済の安定のためにも他国との経済連携協定締結は重要であり、特に西側諸国は台湾のこうした動きを支持する傾向が強くなろう。CPTPPについては、英国が加盟申請、米国が復帰に関心を持っている一方、中国も加盟に関心を寄せている中で、早期に交渉を進める必要があると考える。2021年は日本が議長国であることから、この機を逃さず、台湾は積極的に交渉を進めることを期待する。

また、日本政府においては、これを積極的に支援すると共に、日台FTA締結推進やCPTPP加盟支援を強く行うべきである。

● 日台連携による第三国市場の開拓

政府は新南向政策としてASEAN10カ国と南アジア6カ国、オーストラリア、ニュージーランドの18カ国を対象とした交流促進を打ち出しており、この方針は、今年も変わらない。台北市日本工商会としては、本政策を重視しており、支持する。

日台企業双方にとって新南向政策の対象地域は新たな市場として期待している地域であり、日台企業が連携することで第三国市場でのビジネス拡大が期待できるのであれば、日本企業として新南向政策に対して積極的に取り組むことが可能となる。

政府には新南向政策において、日本企業と台湾企業との間でどのような連携が期待されるか、より具体的な検討とそれに基づく施策の提示をお願いしたい。また、この取り組みを中心的に行っている台湾企業や機関と日本企業とのマッチングの推進等をお願いしたい。

● ビジネス・観光交流の早期正常化

現在、日台間を往来するビジネス交流は引き続き滞っている。これは、在台日系企業にとって大きな課題となっていると共に、日本から台湾への投資減少にも繋がりがかねないと懸念している。

また、日台間の交流人口は2019年には台湾から日本が491万人、日本から台湾

が217万人と、これまでほぼ一貫して増加してきた。しかし、新型コロナウイルスによる相互往来制限の影響で、2020年は台湾から日本が70万人、日本から台湾が27万人と大幅に減少し、今年も引き続き厳しい状況が続いている。これは、旅行・宿泊・飲食・物販等の在台日系企業のみならず、同業種の台湾企業や日本の各社にとっても極めて大きな業績悪化要因となっている。

こうした中で、台湾政府には、新型コロナウイルスワクチン接種を加速し、早期に集団免疫を確保できるレベルを達成することを強く希望する。また、日台間におけるビジネスやトラベルバブルの実施も検討をお願いしたい。日本では新型コロナウイルスワクチン接種が急ピッチで進んでいる。こうした状況を勘案し、ワクチンパスポートの日台間への早期導入についても要望する。

2. 日本産食品に対する輸入規制措置の見直し

● 科学的根拠に基づく規制撤廃の実現

東日本大震災から既に10年が経過したが、台湾は依然として日本の被災地周辺5県からの食品の輸入を停止する措置を継続しているとともに、その他の都道府県についても、産地証明や放射性物質検査証明を求めている。しかし、台湾政府が2011年3月15日から施している日本産食品の輸入時検査や、2019年8月1日に結果が公表された日本食品のサンプリング調査においても、基準値を超えた商品は1件も無く、衛生福利部食品薬物管理署の2019年度レポートでは、ストロンチウム90についても検出されなかったとしている。日本国内においても、継続的にモニタリング検査が行われ、基準値を超えた食品は市場に流通することは無く、輸出も行われていない。また、2018年の公民投票にて日本産食品の輸入停止措置の継続が成立したが、昨年11月に公民投票から2年が経過したため、現在は見直しが可能となっている。

今年5月にはシンガポールが規制を撤廃し、10年間規制緩和をしていないのは台湾と韓国のみとなった。こうした中、台湾が撤廃することは、良好な日台関係を内外に強くアピールすることにも繋がり、大きな意義がある。また、規制の妥当性を科学的根拠に基づいて検証する姿勢は、CPTPP等他国との協定への加盟を議論する際にも有利になるものとする。

今年は、3月に被災10年を迎え、日本国民が改めて震災を振り返る区切りの年である。台湾から寄せられた200億円を超える多額の義援金への感謝の念を新たにす

る年に震災被害に関連する規制撤廃が実施されれば、この上なく日台関係の紐帯を強めることとなる。以上のことに鑑み、台湾政府には冷静で良識ある決断を求める。

3. 日台協業による産業発展、新産業創出

● 半導体サプライチェーンの充実

台湾は世界的な半導体生産基地として極めて重要になっており、更にその重要度は年々増している。こうした中で、日本企業は多くの半導体を台湾から調達しており、日本企業にとっての台湾の重要性は益々高まっている。一方で、日本には半導体材料や生産設備等において世界的に高い市場シェアを有する企業も多く、既に多くの企業が台湾に進出して、台湾における半導体サプライチェーンにおける重要な役割を担っている。

こうした半導体産業における日台企業の結びつきの強さに鑑み、台湾政府に対して、半導体サプライチェーンの一角を担う日本企業への用地確保、税制優遇、人材確保等の支援を期待したい。

一方で、TSMCが日本に半導体の後工程に関する研究開発センターを設立することを発表しており、次世代の積層化技術開発等において、数多くの日本企業が協業するようである。台湾政府には、日本における共同研究の推進、更には生産面での協業に向けたTSMCへの後押しもお願いしたい。

● 新エネ・省エネ・脱炭素関連産業の育成

日本と台湾は、共にエネルギー資源に乏しい点で類似しており、これまで日本が台湾に先駆けて培ってきた新エネ、省エネ、脱炭素等のノウハウを双方で共有することで、台湾に対して大きな貢献が出来るものと考えられる。

台湾政府は、2025年までに総エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率を20%とする目標を掲げており、太陽光発電や洋上風力発電の整備を急ピッチで進めている。また、昨年4月に再生可能エネルギーを対象とした電力自由化が開始され、今年は台湾電力によるアンシラリーサービスや発電容量の取引市場も開始する。更に、遅くとも2026年までに台湾電力の分社化も予定されており、台湾のエネルギー産業を取り巻く環境は大きな変革期に入ると予想される。

こうした中で、日本企業は、既に台湾の太陽光発電や洋上風力発電事業への参入を進めている。また、日本は台湾より早く再生可能エネルギーの導入や電力自

由化が行われた経験から、アンシラリーサービスやスマートグリッド等の関連サービスのノウハウを有する企業も数多い。

一方で、台湾は日本の約12%のGDP規模であるのに対し、電力消費量は日本の約30%と非常に多くなっている。また、日本は2011年の東日本大震災後に省エネ導入が進み、電力消費量は減少傾向にある一方、台湾は未だ増え続けている。半導体工場等の産業用途の電力需要が旺盛であるという事情はあるものの、省エネ技術の導入による総電力需要の削減余地は大きいと考える。

また、カーボンニュートラルへの取組も重要な課題である。世界の主要国がカーボンニュートラルに向けた目標設定やロードマップを発表する中で、台湾は2015年7月に制定された「温室氣體減量及管理法」において、2050年の温室効果ガス排出量を2005年時点の半分にするとしているものの、同法では、その過程における具体的な排出削減量の明示や、罰則の適用条件も曖昧である。日本企業は、これまで台湾においてIPPへの投資を数多く行ってきたが、例えば、こうした火力発電所におけるアンモニアや水素混焼等によるCO₂排出削減等の取組みが考えられる。

以上の状況に鑑み、台湾政府には、新エネ発電所整備を進める上での許認可等の行政手続き面での支援や、省エネや脱炭素関連の関連法制度の整備をお願いしたい。

● IoT・DX関連産業の強化

台湾政府は6大核心戦略産業において「情報デジタル関連産業」「5G、DX、情報セキュリティ産業」を挙げており、今後の重点発展産業として非常に重視している。また、これらを推進するために必要な半導体等の電子部品やサーバー、ルーター、小型基地局等のハードウェアの分野において高い世界シェアを有する台湾企業も数多い。

一方で、日本では、デジタルトランスフォーメーション（DX）の流れが加速し、DX1.0（コスト削減）からDX2.0（新たな事業創造）、そしてDX3.0（社会の変革）へと潮流が移る中で、IoT技術を活かした社会インフラ整備に向けた取り組みが出始めている。こうした中で、システムソリューションやソフトウェア分野に強みを有する企業も多い。また、ポスト5Gとなる第6世代移動通信システムの研究開発も活発化してきている。

こうした中で、日本のシステム・ソフトウェア分野のノウハウと、台湾のハードウェア分野の強みを組み合わせることで、IoTやDX分野での新たな産業を創出すると共に、安価且つ安全安心なスマートシティ等の新しい都市や社会システム

を構築することが可能となろう。

台湾政府には、こうした日台企業のマッチングの推進や、大胆な規制緩和による実証実験の推進を期待したい。また、こうした研究開発分野における日本企業にも使いやすい補助金制度や知的財産権利の保護制度の更なる充実・改善を求める。

● 医療・健康関連産業の強化

台湾政府は6大核心戦略産業の1つにバイオメディカル産業を掲げている。こうした中で、台湾は医療水準だけでなく、医薬や医療機器産業のレベルも高いものがある。

一方、日本は医療機器の分野で世界的に高い市場シェアを有する企業や、医薬品の分野でもアジアを代表する企業が多数存在し、再生医療やがん治療等の先端医療でも世界をリードしている分野は少なくない。

日台双方に共通したテーマとしては、例えば新型コロナウイルスの影響に伴う遠隔医療が挙げられる。ICT技術を活かした遠隔での診察や手術の実施は大きな可能性を秘めているが、規制緩和や技術検証等、解決しなければならない課題も多い。このように、従来の医療や医薬品、医療機器分野だけでなく、再生医療や遠隔医療等の新しい分野での日台協業も期待される。

これらの新しい取組は、日本でも規制の問題で実施が難しい分野も多いが、分野によっては台湾でも実現する可能性が高いものがある。日台連携での提案があった場合は、必要とされる規制緩和をお願いしたい。

● 既存産業の更なる競争力強化

台湾には自動車製造産業や部品産業などの関連企業が多く存在し、関連就労人口は約10万人にのぼる。こうした中、台湾内の自動車生産能力は65万台であるが、実際の生産台数は25万台程度と38%程度の能力しか活用できておらず、大幅な余剰生産能力が発生している。現状のままでは、台湾全体の自動車産業は存続の危機に立たされており、台湾政府の支援を要請する。一方で、台湾政府は2040年に新規販売する自動車を全面電動化する目標を掲げている。また、鴻海によるMIHの立ち上げ等の新たな動きも出てきている。これは、将来の自動車産業及び台湾経済への影響を勘案すると、非常に大きな変化点であることから、電動化に向けた政府の具体的なアクションプランの早期計画策定が望まれる。

また、電機産業も、台湾経済を支える重要な産業の1つであり、多くの日系企業

が台湾で事業を行っている。しかしながら、台湾市場の成熟に伴い、経営環境は厳しさを増している。こうした中で、日系電機企業が引き続き台湾で事業を継続し、更なるイノベーションを進めて台湾電機産業の高度化に貢献していけるよう、台湾政府の支援をお願いしたい。

● 日台協業を促す事業環境整備

新産業育成を推進する上で、新技術の適用や新たなサービスモデルの導入の為に「規制のサンドボックス」といわれる特区制度の活用を期待したい。これは、期間や参加者を限定することにより、既存の規制の適用を受けることなく迅速な実証を可能とし、実証で得られた情報を活用するものであり、例えば、EV等の新エネルギー車、自動運転、スマートシティ、先進医療、エネルギーイノベーションなどの分野での活用が考えられる。

こうした特区における大胆な規制緩和、日本企業を含む外資参入に対する優遇措置等の政策実行を期待する。

4. 安定且つ競争力のあるインフラ整備

● 低廉な電力の安定供給

電力の安定供給は日本企業のみならず、台湾にて事業を行なうすべての企業にとって最低限の要求事項である。しかしながら、台湾における電力供給は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が広がった2021年5月に大規模停電が連続して発生する等、不安定な状況が続いている。

今後は、外資企業の新規進出だけでなく、台湾企業の回帰投資等により、電力需要は更に高まることが予想される。一方で、2025年に原発を完全停止し、ガス火力5：石炭火力3：再生可能エネルギー2というエネルギーミックスにする政府方針実現に際しては、電源確保の問題だけでなく、再エネ比率上昇に伴う電力系統への負荷上昇という問題も発生する。

こうした中で、供給信頼性や調整力という観点から、ガス火力IPP事業を含めた新規発電所建設が必要となると考えており、新規発電所建設の加速・推進に向けた政府支援、参入環境整備を希望する。また、電力系統の整備や調整力の向上等、日本が先行してノウハウを蓄積してきた分野における日本の技術導入も積極的にお願いしたい。

同時に、台湾での事業環境の大きな優位性として挙げられる低廉な電力価格については、引き続き国際競争力のある水準を維持して頂くことを希望する。

● 安定的な水供給

例年台湾は中南部を中心に水不足に悩まされている。特に昨年から今年にかけては深刻な水不足が起こっており、生活用水のみならず、工業用水の安定供給にも不安が大きい。水不足は、日本企業のみならず、台湾の基幹産業であり大量の水を必要とする半導体産業にとっても大きな問題である。以上のことから、台湾政府には中長期を見据えた抜本的な対応を要望する。

このためには、中南部における貯水施設の整備だけでなく、漏水率を下げる取り組みも重要となる。台湾の漏水率は2020年で13.9%（台湾自来水資料）となっており、徐々に下がってきているものの、東京都の3%程度と比較すると、未だ高い水準にあると言わざるを得ない。老朽化した水道管の交換等、インフラ整備を進めていく必要がある。また、水のリサイクル工場や海水淡水化プラント等の整備強化に向けた政府の補助金拠出や公的施設整備の推進についても期待したい。

なお、中長期的には、例えば雨天の多い北部から中南部への配水システムの整備や、中南部の山間部における保水力向上に向けた植林等の取り組みも検討に値しよう。

● 都市機能及び工業団地の整備

台湾は不動産価格の上昇や人口の郊外流出といった都市問題が深刻化しつつある。こうした都市問題は、台湾に進出しようとする日本企業にとってもコスト増要因となり、進出に負の影響を与える恐れが高まる。特に都市問題が顕著な台北市や新北市については、都市防災の観点からも、老朽住宅エリアの再開発や公有地の有効活用等を更に積極的に行い、高度利用等を推し進めることにより、都市の魅力度を上げると共に、不動産の需給バランスを改善することを希望する。また、各政令都市で進められている都市鉄道の更なる整備も要望したい。

一方で、台湾への工場進出や拡張を行う際の用地確保も大きな課題である。特に半導体関連企業は保税區且つ顧客に近いサイエンスパーク内の立地を希望することが多いが、用地確保は容易ではない。また、サイエンスパーク以外でも、工場建設に適した用地探しや、環境アセスメント等の行政手続きに時間がかかっている。こうした状況は、台湾企業の回帰投資の増加によって、より悪化している

と言えよう。こうしたことから、台湾政府による工業団地のより一層の拡張をお願いしたい。

5. 質の高い人材確保

● 多様な働き方の推進

現在の労働基準法は、従業員のライフスタイルに合った多様な働き方を促進するような内容になっていない。これでは、各産業の事業運営の実態と乖離し、優秀な人材の流出につながる等、台湾で事業を行なう全ての企業の競争力低下につながりかねないとの懸念を抱いている。

台湾の労働基準法では「4時間継続勤務した場合、少なくとも30分の休憩が必要」と定められており、各従業員の自由な働き方を制限するものとなっている。世界では、フレックス勤務や時短勤務等、各従業員のライフスタイルに合った働き方が一般的になってきている。この潮流は、新型コロナウイルスの影響による在宅勤務の普及により、より顕著になった。こうしたことから、自ら働き方を選べるホワイトカラー労働者の特性を踏まえて、これらの労働者に対する柔軟な適用を要望する。

また、年度終了又は労働契約終了の際に未消化の有給休暇を賃金換算して支給する「余剰年休買い取り制度」も問題である。これは、有休を消化せずにその分の賃金を得るという長時間労働を助長する結果となっており、長時間労働の抑制と労働者の健康で文化的な生活を促進し、休息取得を促進するという本来意図からかけ離れたものとなっている。また、長時間労働の助長は、間もなく人口減少局面を迎えて労働生産性の向上が極めて重要となってくる台湾にとって、その方向に逆行するものと言えよう。他の先進民主主義国では斯かる買い取りを行っておらず、逆に買取りを禁止する国が存在している意味を認識いただき、本制度の見直しをお願いしたい。

以上のように、特に自らの働き方を、自らの能力に応じて選ぶことのできるホワイトカラーを中心とした人々にとって、より使いやすい法制度に変えていくことを強く希望する。労働者は弱い立場で守らねばならないという視点だけではなく、自ら働き方を選ぶことが出来るという視点も重要である。台湾の人々がこうした働き方を選ぶためには自ら事業を立ち上げるという選択肢を選ぶこともあろうが、それでは日本企業は優秀な人材を確保できない。日本企業で働きつつ、自ら希望する働き方を実現できる法制度の整備を切に願う。

● 少子高齢化に対応した制度整備

台湾の高齢化率は2020年末に16.1%に達し、世界保健機関（WHO）が定義する「高齢社会」に突入しており、医療費の増大や介護制度の不足といった課題が懸念される。一方で、2020年の合計特殊出生率は0.99と、遂に1を割り込んだ。このため、今後、台湾の少子高齢化は更に加速することが予想される。

こうした中で、医療費については、このまま拡大を続けると台湾の健保財政の破綻が懸念されると共に、薬剤給付予算の確保が難しくなる危険性がある。こうしたことを防ぐため、持続可能な医療財源確保に向けた制度改革をお願いしたい。

また、介護制度については、台湾政府は2016年に「長期介護10年計画2.0」を策定し、税金で要介護者への補助を行っているが、要介護レベルに応じて発生するサービス/支援費用に対応した補助負担額の設定とはなっておらず、この為、介護のレベルによる要介護者の個人負担に大きな差異が発生している。将来的な財政負担を勘案すると日本のような介護保険制度を導入し、要介護レベルに応じた制度設計にすることも検討に値しよう。また、同時に介護品質の確保のためには、介護人材の確保や教育も重要であり、日本の人材教育制度も参考になろう。

一方で、少子化対策としては、フランス等で行われている子供の数に応じた補助金政策も参考になろう。少子化は、将来的な人材不足に繋がるため、日本企業にとっても重要な課題となると共に、今後の国としての活力低下に繋がる。特に地方ではこうした問題がより早く顕在化することが予想されるため、政府による大胆な政策実施を期待したい。

● 産業を支える技能人材の確保・育成

過去台湾には、多くの専門学校があり、各学校とも基礎工業に関わる学科を備え、機械・電気・電子など各産業分野のニーズに適う人材を輩出し、台湾の二次産業（工業）の発展に大きく貢献した。しかし、現在の教育体制では工業分野の教育を行うのは大学が主体となっている。大学を卒業した学生の多くはサービス産業、事務系等のオフィスワーク職や研究開発等のエンジニア職を希望するため、伝統的な二次産業の業務が敬遠され、生産現場における技能系人材が不足するという問題が生じている。

伝統的な二次産業がイノベーティブな新産業の産業競争力を支えていく重要な基盤であるとの事実を認識し、技能系人材の教育・養成のためのシステムの整備をお願いしたい。

6. 魅力ある投資環境の整備

● 台湾進出日系企業に対するスムーズな行政手続き

日系企業の進出、投資に際しては、中央政府・地方政府それぞれから企業に対する支援メニューが提供されていることに感謝の意を表する。一方で、用地取得や環境影響評価などの各種許認可の取得等に際して、民意を尊重しすぎるあまり、行政が停滞する場面が見受けられ、事業の立ち上げに想定以上の時間を要する場合がある。これは事業スケジュールの予見を難しくするリスク要因となり、外資系企業の台湾進出後の阻害要因となっている。外資企業の進出や投資に際しては、各種行政手続きが円滑に進むよう、手続きの間の継続的且つ密な支援の提供を強く望む。

● インフラ関連事業等における新型コロナウイルスの影響への対応

今般の新型コロナウイルスの影響による原材料や主要機材、部品の遅れ、必要な人員派遣の停止等によって、インフラ関連事業等における作業進捗や納期の遅れが発生している。人員派遣に関しては、日本国籍を持つ商務打合せ目的の入境者へのマルチプルビザの発行も止まっている。

台湾政府として、不可抗力事由としての統一的な認定を行い、関連各機関への行政指導を行うことにより、契約履行上の混乱を最小限に抑えて頂きたい。また、マルチプルビザの発行再開もお願いしたい。

● ビジネス環境と安全面の維持

日台間での人材交流の推進や日本企業のビジネス環境を支える知日派人材の充実、日本人学校への支援、台湾の大学を中心とした日本研究に対する政府予算支援強化、昨今の世界的なテロ事件に対応した安全対策の強化等については引き続きご協力をお願いしたい。

3. 2020年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告

一、2020年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価

2020年10月に台湾政府に対して提出した台北市日本工商会2020年「白書」の個別要望事項61テーマ（64項目）につき、台湾政府の各部署より頂いた個別の回答、及び5月14日・28日に国家発展委員会主催で開催された個別会議（28日はオンライン会議）での議論の結果を踏まえ、2021年6月時点で個別要望事項提出企業および関連部会にて以下の通り評価を行った。

A評価：10項目 全体に占める比率 16% （2019年 6%）

9項目＋要望事項の半分A評価が2項目

B評価：34項目 全体に占める比率 53% （2019年 64%）

33項目＋要望事項の半分B評価が2項目

C評価：20項目 全体に占める比率 31% （2019年 30%）

なお、

A評価：回答に具体的進展があり、「実施済み」、「実施予定」の回答を頂き、早期の解決が見込まれる項目

B評価：回答に具体的進展がなく、「検討」、「審議中」とのことで、今後も継続検討が必要な項目

C評価：回答が「不可能」、「困難」、「未回答」等で、具体的進展がない項目

上記結果は次のような理由によるものと推測。

2020年度のA評価項目は、10項目（9項目A評価及び0.5項目A評価×2項目）。数年にわたる地道な議論・意見交換の結果A評価に達した項目（テーマ5：松山空港における国際貨物輸出入施設の拡大および業務の充実、など）及び新型コロナに関わる要望事項への台湾政府の迅速な対応によるA評価が多かったのが特徴。

B評価項目は昨年に比べ減少し、その分A評価が増えている。台湾政府による改善・改革の努力・対応の表れと考えられる。引き続きの対応をお願いしたい。

C評価項目は長く継続案件として取り上げられているものも多い。解決の難しさを感じるが、台湾側関係諸機関との交流を通じて、近い将来の解決を目指したい。

なお、5月14日・28日に国家発展委員会主催で開催された個別会議（28日はオンライン会議）での議論の結果、一項目が評価をCからAに上げることができた。更に今後の運用状況を確認できれば、B評価からA評価に上げることができると評価された項目もある。国家発展委員会及び関係機関の皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げる。

BおよびC評価項目の案件は、一部を除いて、原則として継続案件として2021年の要望事項に織り込む予定。

なお、当初6月に予定していた全議題協調会議は、新型コロナウイルスの感染拡大をうけ、8月13日、20日に延期された。

二、個別要望事項に関する関係機関との打合せについて

2020年版白書に関しても2019年と同様に、いくつかの重要テーマに関して、台湾政府関係機関との間で、活発な意見交換が行われた。5月に入り新型コロナによる感染者の急激な増加があり、警戒レベルが第二段階（5/11）、第三段階（5/15）に引き上げられるに伴い、対面形式での会議開催が困難となり、一部の個別会議がオンラインによる会議となった。

(1) テーマ56 特殊車両のリース解禁について（合弁部会）

5月14日（金）14時～ @国家発展委員会本部 6F 会議室

今回の議事録にリース利用について問題ない旨を明記する方向で内政部の承諾を得ることができた。今後運用面で問題がないか、提案企業が確認を進める。

(2) テーマ26 補修用エアコン部品（コンプレッサ）に対する貨物税について（自動車部会）

5月14日（金）14時～ @国家発展委員会本部 6F 会議室

財政部から前向きに検討する旨回答があり、今後工商会からの提案に基づき、財政部及び税関で実行性の検討を行うことになった。

(3) テーマ19 国内自動車製造産業、及び部品産業を拡大のために生産インセンティブの導入（自動車部会）

5月14日（金）14時～ @国家発展委員会本部 6F 会議室

提案企業から現在の自動車及び部品製造産業の発展に力を入れてほしい旨改めて要望した。

- (4) テーマ49 固定資産廃棄における減価償却未経過分の廃棄損が損金不算入となる制度の見直しについて（金融財務部会）

5月28日（金）10時～ オンライン会議

財政部から現行の固定資産廃棄に関する税務処理の法規を改めて説明し、提案企業の要望内容と相違がないことが確認されたので、提案企業が納得し、評価をC評価からA評価に変更した。

- (5) テーマ47 政府主導のESCO標準契約ガイドライン導入提案について（建設部会）

5月28日（金）10時～ オンライン会議

經濟部能源局と工程会は提案企業の要望を理解したが、施工主と提案企業との間の契約内容は政府が直接指示できるものではないとのこと。能源局がESCO案件の状況を確認し、企業が契約の履行に問題があれば、能源局が間に立って交渉し、支援をすることとなった。

新型コロナウイルスによる感染拡大により警戒レベルが引き上げられ、それに伴い全議題協調会議開催の日程が変更され、更に個別打ち合わせも予定通り実施できなかった項目が多くあった。台湾政府とは、今後も引き続き、機会を見つけて課題の解決・改善のため取り組んでいきたいと考えている。

4. 2021年「白書」要望事項一覧表

大テーマ	番号	要望事項テーマ	提案部会	提出年度	2020年度 部会評価
【1】 基本政策及び労働 基準法に係わる要 望事項	1	日本産食品の輸入規制の撤廃について	食料物資	2011	B
	2	①労働基準法第38条第4項について、特別休暇取得を促進する 方策を考えるWorking teamの設営 ②余剰年休買い取り制度について	商社 自動車	2017	C C
	3	①労働基準法第35条におけるwhite collar exemption適用の件 ②労働基準法第35条の休憩時間付与方式の変更について	商社 運輸観光	2020	C C
【2】 インフラ投資と投 資環境・労働力問 題の改善について	4	台北松山空港旅客ターミナル設備の老朽化更新について	運輸観光	2021	
	5	インフラ関連事業においてCOVID-19問題がもたらす影響への 対応について	商社	2020	A/B
	6	①台湾の居留証を持たない洋上風力建設プロジェクトに関わる 外国人労働者へのVISA発給について ②入境制限措置による契約履行の為に必要な人材の派遣の停止 及び遅れによる契約履行に対する影響について ③大幅な労働者不足等による契約案件履行に対する影響について ④外国人労働者の就労条件の撤廃もしくは緩和について	エネルギー 商社 建設	2021 2021 2021	
【3】 エネルギー政策に ついて	7	電力分野の投資環境整備について	エネルギー	2019	B/A
	8	2026年以降の電源開発計画について		2020	B
	9	リチウム二次電池の廃棄処理について		2020	B
	10	「再生エネルギー発展条例」への省エネ対応取り込みについて		2021	
	11	Corporate PPAの普及について		2021	
	12	洋上風力市場に於ける国産化要求と今後の案件開発計画について		2019	B
	13	台湾洋上風力における中国製TIVの使用許可について		2019	C
	14	台湾洋上風力に於ける株式譲渡制限について		2020	C
	15	洋上風力案件時の漁業従事者向け補償金について		2020	B
	16	洋上風力案件における基礎杭設置中の海洋哺乳類の観察要件 (marine mammal observation) の緩和について		2021	
	17	洋上風力案件における夜間の基礎杭設置開始の制限緩和について		2021	
	18	洋上風力案件における外国籍の施工船の許認可取得プロセスの 緩和について		2021	
	19	関連機材の港湾保管場所の確保支援について		2021	
【4】 自動車・二輪車業 界振興策について	20	浮体式洋上風力発電所の必要性和デモ及び浮体式新FIT制度設 定への提言		2021	
	21	OFTO (Offshore Transmission Owner) 制度の導入について		2021	
	22	民間による機械式および一般自走式駐車場におけるEV/PHV用 充電施設の整備促進について	一般機械	2014	B
	23	環境対応、安全対応の為、高齢車に対して車検制度の強化と自 動車税制の調整について	自動車	2016	C
	24	国内自動車産業及び部品産業拡大の為への政策提案について		2016	C
	25	2040年新規販売する自動車の全面電動化に向けた枠組みの明確 化について		2018	C
【5】 電機電子部品業界 について	26	自動車部品輸入関税の引き下げ政策について		2018	C
	27	大型二輪車（排気量251cc以上、以下重機）高速道路走行の解 禁について		2019	B
	28	昇降機の点検保守制度の見直しについて	電機電子	2016	B
	29	空調機に対する省エネ性能規制実施要領の改善について		2019	B
【6】 医薬制度について	30	廃家電費用の負担方法について		2019	C
	31	電子式スイッチを認証登録の対象商品とする提案		2020	B
【6】 医薬制度について	32	健康ヘルスケア体系と健保に投資するための公的予算を拡大し、 医薬分業と初期ヘルスケアを強化することで、（結果的に）健 保資源節約につながる	医薬品 医療機器	2008	B

4. 2021年「白書」要望事項一覧表

【6】 医薬制度について	33	充分な新薬/新適応症予算を組み、健保審査プロセスを最適化することにより、患者の革新治療へのアクセスを加速すべき	医薬品 医療機器	2008	C
	34	保険償還に対する資源を適切に分配するため、透明性があり実践的且つ予想可能な保険償還給付のシステムを構築する。		2008	B
	35	希少疾患と希少疾患用医薬品の定義を見直し、世界とリンクして患者の医療ニーズを満たす		2021	
	36	OTC薬品の安定的な販売環境確保のための登録販売者制度の実施		2021	
	37	薬剤師不在時のOTC販売に関する弾力的運用について		2020	C
【7】 たばこ/酒/食品等の規制について	38	ペットボトル入り飲料の販売における再生ペットボトルの使用許可について	食料物資	2021	
	39	透明性のある政策プロセスを通じた、効果的且つ適切なたばこ規制政策の検討について		2014	B
	40	通関時の衛生福利部（TFDA）担当官指示について		2019	B
	41	①琉球泡盛の関税率引き下げについて	運輸観光	2008	C
		②日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて	食料物資	2008	C
【8】 建設工事関連について	42	バリアフリー対応型機械式立体駐車設備の設置促進に関する法整備について	建設	2014	B
	43	建物使用許可検査前に本設のエレベーターを工事用に仮使用できるための仕組みについて		2016	C
	44	建築確認申請許可取得後に発生する第三者の構造設計者による指摘事項についての合理性の確保		2017	B
	45	政府主導のESCO標準契約ガイドライン導入提案について		2019	B
	46	ショッピングモールへのクリニックの誘致について		2021	
	47	ショッピングモールのテナント内装工事施工タイミングについて		2021	
	48	官庁案件における空調機の「MIT商標」の条件の見直しについて		2021	
	49	緑建築法規における断熱ルール変更について		2021	
【9】 金融財務について	50	非居住者の源泉徴収報告期限につき、報告期限の計算に休日を除外する営業日ベースとするか、休日を除外しない場合は報告期間を延長するとの要望について	金融財務	2019	C
	51	100万米ドル以上の外国為替取引における中央銀行事務手続き簡素化について		2020	B
	52	コミッションや定額口銭に係る為替予約規制の緩和について		2021	
	53	ターンキー契約における日台租税協定の適用の実効性担保とオフショア部分課税除外の要望について		2021	
	54	中期貸出規制に関する外国銀行支店の総預金残高の計算基準に関し、「母国本店及び地域本部等海外拠点」から借入れた一年以内の短期借入金も計上できるよう基準を緩和することについて		2021	
	55	長期不活動個人口座の雑益処理の許容について		2021	
	56	①エアコン部品（コンプレッサー）に対する貨物税について	自動車	2020	B
		②貨物税の見直しについて	建設	2021	
【10】 知的財産権利について	57	留保金課税制度（台湾所得税法第66条の9）の見直しについて	化学品	2021	
	58	台湾専利法への間接侵害制度の導入について	知財委員会	2010	B
	59	審判制度改革の推進について		2019	B
【11】 その他全般について	60	税関における模倣品認定手続きの簡素化について		2020	B
	61	保育園バス（幼児園幼童専用車輛）のリース解禁について	合併会社	2021	
	62	印鑑制度見直し検討について	商社	2020	B
	63	グリーンマークの相互認証拡大、認定手続きの簡素化等の環境整備によるエコ商品の拡大について	流通	2020	B
	64	台湾企業とのビジネス案件に係る入境者への新型コロナ防疫規制の緩和について	一般機械	2020	B

計 71 項目 ・ 継続 44 項目 ・ 新規 27 項目

5. 2021年要望事項

【1】基本政策及び労働基準法に係わる要望事項

テーマ1 日本産食品の輸入規制の撤廃について（継続事項）

要望事項 東日本大震災発生以来既に10年が経過したが、台湾は依然として被災地周辺5県からの食品の輸入を停止する措置を継続し、その他の都道府県についても産地証明（すべての都道府県）・放射性物質検査証明（一部都道府県の一部食品）を求めている。2011年3月26日並びに2015年5月15日施行の輸入規制について、これまでも繰り返し要望しているように、科学的根拠に基づき、輸入規制の撤廃を求める。

補充説明

- ・台湾政府が2011年3月15日から実施している日本産食品の輸入時検査や2019年8月1日に結果が公表された日本産食品のサンプリング調査においても、放射性物質基準値を超えた商品は1件もなく、同調査の2019年度レポートでは、ストロンチウム90についても検出されなかったとしている。日本国内において、継続的にモニタリング検査が行われ、放射性物質基準値を超えた食品は市場に流通することはなく、輸出も行われていない。
- ・福島第一原発事故に伴い日本産食品の輸入規制措置を取った54ヶ国・地域のうち40ヶ国・地域については、既に輸入規制を撤廃し、12の国・地域では何らかの規制緩和を実施している（直近では本年5月にシンガポールが輸入規制を完全に撤廃）。本年8月末時点で、何らの規制緩和も実施していないのは台湾と韓国のみである。
- ・本規制は日本産食品を差別的に取り扱い、日本産食品への信頼を失墜させ、消費者の危機感をあおることになり、結果として、安心と安全を信条として真面目に事業を行っているすべての日台双方の関連事業者の業務と業績に多大なる悪影響を及ぼしている。さらには、消費の選択肢を狭め、台湾の消費者に著しい不利益を与える恐れもある。
- ・2020年の本要望に対する衛生福利部の回答は2019年と同様の内容に加えて、「本案は、経済、貿易、外交など各方面が絡み合うため、技術面で工夫するだけでなく、国家の政策方針全般に沿って検討する。」の一項目が追加されており、2021年中に実際に実行に移されることを期待する。

（食料物資部会）

テーマ2 ① 労働基準法第38条第4項について、特別休暇取得を促進する方策を考えるWorking teamの設営（継続事項）

要望事項 これまでの政府回答で、台湾では労働者に適正な特別休暇を取得してもらうためには、法制面で労働者保護を強く謳っていく必要があるということは理解した。

一方で、本条文の趣旨は「労働者の心身の疲労を回復」させ労働力の維持培養を図るとともに、「ゆとりある生活」の実現にも資することと理解しており、金銭による補償が趣旨ではなく、あくまで「現実の休暇の取得」を如何に促進するか議論、規定が重要と理解する。

本来の特別休暇の趣旨に立ち返って、労働者が特別休暇をより多く取得し易い方策を考えるWorking teamの設営についてご検討をお願いしたい。

補充説明 これまでの政府回答では、労働者の権利を守る法律は作ったが、実際に特別休暇を取得するかしなないかは労働者と雇主任せで、雇主任は労働者がもっと休暇を取得するように促すべきとされてきたが、実際は既に休暇を取得するかお金で受け取るかは労働者の選択と受け止められており、単なる呼びかけでは取得率は上昇しない。

政府としても特別休暇の本来の趣旨に立ち返り、改めて如何したら労働者に「現実の休暇の取得」を促進できるかについて雇主任と一緒に考えて行っていただきたい。

（商社部会）

テーマ2 ② 余剰年休買い取り制度について（継続事項）

要望事項

- ・有給休暇制度は労働者の長時間労働を抑制し、健康で文化的な生活を促進させるための労働者の権利、企業の義務であるにも関わらず、「余剰年休買取制度」導入以降、労働者の年休取得率は低下し、有給休暇本来の目的に対して乖離していると考えられる。
- ・企業側の買取日数が増加することによる競争力の低下、及びそれに伴い労働者に対する賃金等への還元が期待通りに進まないなど、労使双方の問題を生じさせることに繋がりがかねない。
- ・労働部殿より“特定対象者の年次有給休暇関連規程の適用を排除するのは、法改正に関わるので、各界の意見を聞いて慎重に行う必要がある”との見解を頂

いていることもあり、継続案件として審議していただきたく、当該制度について以下の提案をする。

有給休暇制度そのものの目的について再定義頂いた上で

- ・制度自体を廃止する
- ・制度の適用を限定的にする（例えば非組合員は適用外とする等）

補充説明 ※日本では管理職（非組合員）は、必要に応じて不定量・無制限の業務遂行を求められる。

その観点で例えば最低限管理職だけでも適用外にしてはいかがなものか、と考える。

（自動車部会）

テーマ3 ① 労働基準法第35条におけるwhite collar exemption適用の件（継続事項）

要望事項 労働基準法第35条では、労働者が4時間継続勤務した場合、少なくとも30分間の休息が必要とされているが、この規程自体、工場勤務者や鉱山労働者と言ったいわゆるblue collar労働者を前提とした規程で、営業系事務系のwhite collarの労働者の勤務実態と合っていないため、white collar労働者に関してこの規程の適用外としてほしい。

補充説明 世界的な働き方改革の動きの中で、本規程の存在が会社によるflexibleな労働時間の設定を困難にしており、少なくともwhite collar労働者にとっては、必ずしも労働者保護には繋がっていない。

white collar労働の実態は、会議や打ち合わせ、取引先訪問など、途中で業務を中断させることが困難であるものが殆どであり、本規程では業務に連続性がある場合「雇用者労働時間内での調整」を認めてはいるものの、現実的には「雇用者労働時間内で」休息を取ることは難しいと思われる。

また、white collar労働者は工場勤務者などとは異なり、ある程度自分の裁量が効く部分もあり、喫煙やコーヒースタンドなど、既に適宜休息を取りながら仕事をしているのが実態で、一般オフィス業務に於いては労働時間内に取得する30分の休憩の義務化自体があまり意味を持たないと思われる。

工場勤務者や鉱山労働者等と、オフィス勤務者では仕事の内容は異なり、労働条件・労働環境も当然違いがあるため、法律の対応もそれに合わせるべきと考える。

(商社部会)

テーマ3 ② 労働基準法第35条の休憩時間付与方式の変更について（継続事項）

要望事項 労働基準法第35条において「4時間継続労働した場合少なくとも30分間の休息が必要である」と定められているが、この規定がフレキシブルな働き方を阻害する状況となっており、労働者が自由な働き方を選択できるよう休憩時間の付与方法の変更を要望したい。

補充説明 4時間継続労働した場合の休憩付与に伴う弊害として下記3点があげられる。

- ・ FLEX勤務を導入しにくい。各々の出社時間によって休憩時間が確定されるため、会議の設定やコミュニケーションが取りにくい。
- ・ 時短勤務が導入しにくい。4時間継続という制限がつくため、勤務時間選択の自由度が損なわれる。
- ・ 残業時間とは別に30分の休憩時間を取得しなければならず、労働者にとっても不本意な会社滞在時間が発生する。

グローバルスタンダードになりつつあるFLEX勤務や時短勤務（介護事由、育児事由など）の導入が台湾国内でハードルが高いものとなり、世界的に遅れを取ることが懸念される。

一方で日本においては、労働基準法第34条において「労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」と定められており、FLEX勤務や時短勤務など多様な働き方に対応ができる法律となっている。

(運輸観光部会)

【2】インフラ投資と投資環境・労働力問題の改善について

テーマ4 台北松山空港旅客ターミナル設備の老朽化更新について

要望事項 台北松山空港は東京から台北への表玄関であるものの、その設備は古いままで

故障と修理を繰り返して使用している。一部商業エリアではリニューアルが進められているが、旅客導線上の設備には抜本的なリニューアルが図られず、利便性を大きく損なっている。中期的な方針を持って、諸設備の老朽化更新を進めていただきたい。

補充説明 現在でも以下のような不具合があり、旅客にとって不便であるだけでなく、時に安全性が懸念される場合もある。

- ・ゲート前の床面に見た目ではわかりにくい微妙な凹凸があり、お年寄りやお身体が不自由な方などはつまずきやすい。
- ・到着ゲートから到着フロア、到着フロアから入国フロアにつながるエスカレーターが止まることがある。稼働中に突然止まったこともある。
- ・搭乗橋が動かない場合がある。雨漏りがする。エアコンが効かない。
- ・搭乗口のビジネスクラス・エコノミークラスの案内看板やカーペットが固定となっており、実際の便と合っていないため混乱が生じる。

(運輸観光部会)

テーマ5 インフラ関連事業においてCOVID-19問題がもたらす影響への対応について（継続事項）

要望事項 政府購買法の対象案件・非対象案件に関わらず、社会インフラ関連案件では機器・サービス供給契約・履行案件においてCOVID-19問題に起因する原材料や部品の遅れによる工期遅延、入境制限措置による契約履行の為に必要な人員派遣の停止等により、契約履行に直接的な影響が発生している。速やかに政府として不可抗力事由としての認定を行う用意があるとの指針を示し、各関係機関に対し行政指導を行うことにより契約履行上の混乱を最小限に抑えるよう働きかけて頂きたい。

補充説明 行政院公共工程委員会は2020年3月6日付工程企字第1090100202号書簡を発行済。一方、各機関の契約履行中の政府調達案件について、COVID-19が主原因として、契約業者が契約を履行できない場合の処理方法がバラバラであり、統一して頂きたい。

各縣市・個別案件によって対処方法は様々であるが、例えば、桃園市から発行されたレターでは、建設許可及びその他工事許可が2020年4月9日から12月31日の期間有効である場合は、自動的に工期の延長を認める（6つの直轄市及び花蓮

縣は2年、他の県市は1年）とある。とはいえ、桃園市で履行している案件すべてに適用される訳ではない。

中央政府・地方政府・国営企業共に統一した見解及び対応を取って頂けると有難い。

(商社部会)

テーマ6 ① 台湾の居留証を持たない洋上風力建設プロジェクトに関わる外国人労働者へのVISA発給について

要望事項 洋上風力プロジェクトに関わる居留証不保持者に対するVISA発給には特例措置が適用されるが、外交部及び各国の在台代表部での手続きに膨大な時間を要している。外交部、そして各国の在台代表部に働きかけ、手続きの簡素化と所要時間の短縮をお願いしたい。

補充説明 台湾の居留証を持たない洋上風力建設プロジェクトに関わる外国人労働者へのVISA発給については、2021年7月19日より、エネルギー局が承認を与える手続きとなり簡素化と時間の短縮が図られた。然しながら、VISA発給に携わる各国の在台代表部は数10か所に及び、また新型コロナウイルス対策の為、オンラインあるいは郵送での申請しか認められておらず大変非効率となっている。作業船乗組員の乗船期間は継続的に2～3か月が通常であり、乗組員の精神的、肉体的健康と安全管理面の懸念も上昇している。

(エネルギー部会)

テーマ6 ② 入境制限措置による契約履行の為に必要な人材の派遣の停止及び遅れによる契約履行に対する影響について

要望事項 政府購買法の対象案件・非対象案件に関わらず、入境制限措置（VISA発行停止等）の為、契約履行の為に必要な人材の派遣等が出来ず、契約履行に影響が出ている。具体的には、主要機器の技術者の派遣、契約履行に必要なコントラクターの商務・技術者の派遣等に関わるVISAは優先的に発給頂きたい。

補充説明 COVID-19の影響で、外国人の受入れ制限措置が必要で有ることは十分理解している。一方、契約履行案件の品質を保つ為、機器据付時に供給メーカーの技術指導を仰ぐ必要が多数生じる。

派遣にあたり、派遣国でVISAを取得し、必要なPCR検査等を実施し入境。その後、14日間の隔離+7日間の自主検査期間を経て、業務に従事する。

隔離期間は致し方ないが、VISA発給については、契約履行に必要な人員に関しては、契約書の写しをもって速やかにVISAを発給して頂きたい。

政府として多数の契約を履行中で有ることは承知しているものの、重大なインフラ案件（国家計画に従ったもの等）には優先的にVISAの発給をお願いしたい。

（電機電子部会追加要望）

また、現在の入境規制開始直前に既に準備取得していたVISAの期限がこの規制期間中に切れてしまい再申請作業を要しそうなケースもあり、こうしたVISAの期限延長措置、或いは特別入境許可もお願いしたい。

（商社部会）

テーマ6 ③ 大幅な労働者不足等による契約案件履行に対する影響について

要望事項 政府購買法の対象案件か否かに関わらず、大幅な労働者不足により、工程進捗及び採算に多大な影響がある。理由は、台湾内のIT産業の工場建設や拡張、台湾への投資回帰による新規工場建設、公共建設の増加（予算：NTD4,200億）や都市計画実施等による建設ラッシュにより慢性的な台湾内の労働者不足が顕在化した。それを補う役割の外国人労働者（外労）もCOVID-19の影響で入境制限措置（VISA発行停止等）等により受入れに制限が生じている。（台湾人労働者保護の為、受入れ制限を行っているとの話もある。）

一方、平常時と比べ、COVID-19の影響で発生したコストは殆どコントラクター負担になっている。政府の施策に従って（例：防疫ホテル等の宿泊代等）発生した追加費用は契約に基づき客側で負担して頂く事を検討頂きたい。

補充説明 外国人を含めた労働者自体が大幅に不足しており、労働者が確保出来ない中で、外労の受入を最大にして頂いた（*）。一方で、平常時であれば発生しない費用が発生したのは事実であり、該当追加費用はコントラクター側が一方的に負担している。

（*）大潭#8, #9ガス火力案件では、「外国人従事就業サービス法第四十六條第一項第八款至第十一款工作資格及審查標準。附表四：工程經費法人力需求模式之計算公式。」で定められたFormulaの適用除外となり、行政院にて追加外労の招聘につき認められた。ここに深謝する。

（商社部会）

テーマ6 ④ 外国人労働者の就労条件の撤廃もしくは緩和について

- 要望事項**
- ・ 建設工事のうち、特に民間工事における外国人労働者の就労条件の撤廃もしくは緩和を検討してもらいたい。
 - ・ 外国人労働者を従事させるにあたり、申請許可に要する時間を短縮してもらいたい。
 - ・ 作業員を現場間で取り合うという事態を避けるために、民間投資が活発になっている時には公共投資を控えるといった政策を検討してもらいたい。
- 補充説明**
- ・ 日本の建設業と同様に、台湾の建設業でも作業員の高齢化や新規入職者の減少が顕在化してきており、このような状況下で労働力をいかに確保するかが課題となっている。
 - ・ 昨年からは半導体関連企業による設備投資などを主因に、作業員不足や労務費の上昇が続いている。職種によっては、労務費が一昨年と比較し、1.5～2倍の金額となっているものもある。
 - ・ 作業員不足により工程遅延が発生している現場もある。（昨年春に、政府から作業員及び資材不足の問題に対し、建築確認申請の有効期限延長を認める公文が出されている。）
 - ・ 2021年7月30日付で外国人労働者が従事できる民間工事の条件の一部が緩和されたが、引き続き同条件の撤廃や更なる緩和が望まれる。

（建設部会）

【3】 エネルギー政策について

テーマ7 電力分野の投資環境整備について（継続事項）

- 要望事項**
- 改正電業法64条において要求されている再生可能エネルギー投資に関し、蓄電池/自動周波数制御を活用したアンシラリーサービスへの投資も対象として認めて頂き度、継続要請する。
- 補充説明**
- 昨年度、同一の要請を行った際に、台湾政府（経済部）より以下回答を得た。
- ・ 蓄電池等のエネルギー貯蔵設備は、再生可能エネルギーを補助し、電力の安定供給という目的を達することができるので、将来的には再生可能エネルギー発展運用の範疇に入れることに同意する方向で行う。

- ・自動周波数制御のアンシラリーサービスにつき、発電事業者の周波数を安定させる設備であるなら、ユニット運転メンテナンス強化設備と認めることができる。

電業法上の要求事項にもかかわらず、現在台湾における再生可能エネルギーへの投資機会は限られている為、投資対象範囲を拡げて頂くことで、実行確度を高めることができ、政府・事業者の相互利益に繋がると考えるもの。

【ご参考】電業法64条概要：

2017年1月11日に立法院にて電業法の修正法案が可決、同26日に施行された。電業法の64条では、CO₂排出基準（0.492kg-CO₂e/kWh）を達成できないIPP事業者は、払込資本金の10%を超える当期利益を上げた場合には超過分の50%、同25%を超える当期利益を上げた場合には超過分全額を積み立て、同積立金を環境対策の為の設備投資や再生可能エネルギーへの投資等に拠出する義務を負う。また当期利益が払込資本金の10%に満たない場合でも当局の判断により、設備の改善・更新を指示されることとなる。

（エネルギー部会）

テーマ8 2026年以降の電源開発計画について（継続事項）

要望事項 2026年以降の長期電源開発計画を早期に策定・公開し、民間企業の事業投資計画を促進し、2026年以降においても安定した電力の供給を確保していくことをお願いしたい。

補充説明 ■台湾政府は2019年に長期電源開発計画を公表し、2025年までの電力供給は問題ないとしている。また同時に、国家戦略的備蓄の観点から安定的なLNG供給を行うため、2027年にかけてLNG備蓄量の段階的な拡大を進めている。

■一方で近年、台湾回帰投資や半導体産業等の拡大により、2026年以降も電力及びそれに伴うLNGの需要は伸び続けると考えられ、これらへの供給を下支えするため民間資本を活用することもできる。

■しかるに今年2021年になろうとも、2026年以降の電源開発計画が示されておらず、将来における電力、そしてそれを支えるLNGの供給計画が明確になっていない。

■近年の環境意識の高まりから、環境影響評価が長期化する傾向にあり、電源開

発には短くとも5年の期間を要するため、長期電源開発計画及びLNG供給計画を早期に策定・公表し、民間企業の事業投資計画を促進させることが望まれる。

(エネルギー部会)

テーマ9 リチウム二次電池の廃棄処理について（継続事項）

要望事項 リチウム二次電池の廃棄処理について、以下2点を要望する。

- ①台湾域内における回収処理能力の増強
- ②台湾域内における最終処理能力確保の検討

補充説明 台湾では、政府が進めるEV化政策のもと、今後の二輪、四輪を含めた電動車両（EV）の普及・拡大が見込まれている。一般的にEV駆動電源にはリチウム二次電池が使われるため、数年後には相当数のEVリチウム二次電池の回収・廃棄処理が必要になることが予想される。

台湾国内でも、リチウム二次電池を使用するEV等の製品販売の際には、将来の電池回収費用に充当する為の基金を納付することが求められており、徐々にリチウム二次電池回収に向けた環境を整えつつあるとの認識ではあるが、数年後にはこれらの廃棄処理能力を大幅に上回るリチウム二次電池回収が見込まれるため、回収処理能力の早期増強が求められる。

また、回収したリチウム二次電池についても、特に今後EV電池原料の中心となるニッケル・マンガン・コバルト酸リチウム、リン酸鉄の廃棄処理については、現在はコストをかけて海外の業者に輸送し処理委託をしているケースが多いが、今後のEV普及拡大を見据えて、台湾域内で効率的に最終処分を含めた処理能力を持ち、都市鉱山資源を海外流出させずに限られた資源を有効活用するリサイクル社会を構築していくことは、国際競争力を高めるうえでも喫緊の課題と考える。

(エネルギー部会)

テーマ10 「再生能源発展条例」への省エネ対応取り込みについて

要望事項 地球温暖化防止対策として「エネルギーの無駄な使用削減（省エネ）」と「再生可能エネルギー（再エネ）の拡大」は同様に効果的である。台湾政府はそれぞれ「能源管理法」と「再生能源発展条例」を通じて促進を図っている。省エネと再エネの推進が最も経済合理性の高いバランスで推進されるための方策として、

以下を提案する。

1. 「再生エネルギー発展条例」における用電大戸（電力契約容量は5000Kw以上使用者）に義務化する選択肢の5つ目として以下の通り、「省エネ」を追加する。
 - ① 再生可能エネルギー設備の設置と使用
 - ② グリーン電力の購入
 - ③ 蓄電装置の設置
 - ④ 上納金の支払い
 - ⑤ 節約（省エネ）
2. 「エネルギー管理法」対象外の小口ユーザーが実施した省エネ実績をクレジット化し、義務対象者に融通することが出来る制度を導入する。

補充説明 台湾では経済好調（主計部より2021年GDPは4.64%と予測される）で電力需要が継続的に伸びている。

一方、台湾政府もLeaders Summit on Climateで先進国に同調し、温室効果ガス排出量の削減（2050 Net-Zero）の支持を表明した。Net-Zero実現に向けて更なる再エネの促進が必要と予測されるが、同時に台湾のエネルギーコスト低減施策としては省エネ促進の重要性が益々高まることとなる。台湾政府は再エネと省エネの促進をそれぞれ異なる制度で進めている。その中で、省エネ促進に関する「エネルギー管理法」では、再生可能エネルギーの導入が選択肢として挙げられており、これによって省エネと再エネで経済合理性の高い方が進む仕組みが出来ている。経済合理性担保の観点より「再生エネルギー発展条例」でも省エネの選択肢を設け、同様の仕組みとすることが効果的である。

次に、「エネルギー管理法」では義務の対象となっている需要家の省エネは促進されるが、年々省エネ余地が少なくなることに伴い、省エネ対策が高コスト化する傾向にある。非対象者の省エネ実績をクレジット化し、対象者に融通出来る仕組みを導入することにより、台湾全体において最も経済合理性の高い分野で省エネが促進される仕組みを作ることが出来る。

（エネルギー部会）

テーマ11 Corporate PPAの普及について

要望事項 1. Corporate PPAを普及させ、再エネを更に拡大しつつ電力取引を活性化させるため、政府及び台湾電力にCorporate PPAに関連する法制度をより明確化して頂きたい。

2. 具体的には、台湾における洋上風力案件含む再エネ案件が企業とCorporate PPAを締結した後に、途中解約された場合の手当を担保頂きたい。解約後台湾電力への売電契約に切り替えた際の売電価格の水準をプロジェクトが続行できるレベルに設定してはどうか。

補充説明 【提案の背景】

- 台湾政府は2017年に電気事業法を改正し、2025年までに再エネ比率20%を目標とすると共に、再エネ電力の需要家への直販を可能にした。併せて、再エネ発展条例においても、大口電力契約者に対して再エネの使用を義務化し、Corporate PPAを通した再エネ調達の可能性に大きく貢献した。
- 大口電力契約者の義務的調達量に加え、RE100に加盟している企業等からの再エネ需要に対応するには、大規模な太陽光発電や、台湾の風力資源を活かすことができ、容量が大きくかつ比較的安定供給が可能な洋上風力案件の開発が不可欠である。大規模な太陽光発電や洋上風力案件はその規模から綿密なリスク評価を必要とし、Corporate PPAの普及にはクリアしなければならない課題がある。

【課題】 Corporate PPAの更なる普及に必要な解約時の買取価格担保

大規模な太陽光案件や洋上風力案件が成立し、安定的に運転するためには、需要家である企業が長期契約（プロジェクト期間同等期間）に応じない場合や、Corporate PPAを締結したものの途中解約が生じた場合のリスクに備える必要がある。現状、台湾では欧米のように卸売市場が発達しておらず、再エネ発展条例に基づいて途中解約に直面した際は、台湾電力への売電に依拠することになるが、その買取価格は定かでない。Corporate PPAに基づく大規模な再エネ案件が成立するためには台湾電力への売電価格が再エネ事業存続に足りるレベルとなる必要がある。従って、Corporate PPAの普及のためには、台湾電力からの売電価格に関する明確な基準が必要と思料。

（エネルギー部会）

テーマ12 洋上風力市場に於ける国産化要求と今後の案件開発計画について (継続事項)

- 要望事項** 台湾政府はこれまで、2025年まで運開予定の案件に対して「第1段階」「第2段階」と称した入札を経て開発権を付与し、現在2026年以降に運開予定の案件を「第3段階」として計画しているが、以下の点を要望する。

- －「第2段階」で承認された国産化計画の履行状況を踏まえ、産業界のサプライチェーンの整備状況をより反映した「第3段階」の現実的な国産化要求をお願いしたい。又、「第3段階」については技術が発展する（e.g.浮体式の採用、風車の大型化）ことを考慮し、これら新技術を踏まえて台湾産業界の生産能力を正確に反映した国産化要求を策定いただきたい。

- 補充説明**
1. これまで各事業者は開発権を取得後、政府の要求する国産化計画に沿う様に事業の開発を進めてきた。第2段階の国産化要求の審査に関しては、各案件の個別状況によって進捗に差が出ているが、厳格且つ公平に審査基準が適用される前提で、引き続き産業界のサプライチェーンの整備状況を反映した現実的な国産化要求をお願いしたい。
 2. また、台湾をAPACの洋上風力発電産業の製造基地とする政府の計画が実現すれば台湾経済全体にも多大な貢献が期待できる。その為には、今後技術がますます発展する（e.g.風車の大型化）につれて、台湾政府はこれまでと同項目・同基準で国産化計画を設定するのではなく、新たに市場に導入される技術を考慮した上で、これまでの事例に従い、導入される技術を正確に産業界の実力（価格、品質、リードタイム）に照らし合わせ、ご検討いただきたい。

（エネルギー部会）

テーマ13 台湾洋上風力における中国製TIVの使用許可について（継続事項）

要望事項 タービン据付船（TIV）に就いては台湾製船舶は現状存在せず、又具体的な造船計画もない為、現状、洋上風力のタービン据付は事実上欧州或いは中国製船舶の据付船を使用するしか選択肢が無い状況。斯かる状況下、外国製船舶の使用の申請にあたり必要な「国家安全聯合審査」の手続きが非常に煩雑であり、過去台湾における最初の1件しか中国製船舶の使用が認められた実績は無く、洋上風力案件市場の過半数を占める中国製船籍の使用が事実上不可能となっている状況。大幅な使用料の上昇を招いており、更なる状況の悪化も懸念される。TIVに就いては中国製船舶の使用が必須であり、「国家安全聯合審査」のより現実的なプロセスの適用をお願いしたい。

- 補充説明**
1. 欧州での洋上風力産業の発展は、成熟したサプライチェーンの整備と主にタービンの大型化による継続的な発電コストの低減により実現したものである。政府は台湾をアジア太平洋の洋上風力発電産業の製造基地とする計画を

掲げているが、その実現の為にはタービン大型化への対応が必須となる。台船環海風電工程会社が大型浮吊船（Main Installation Vessel (MIV)）の建設計画を進めており、大型タービン基礎の据付に就いては台湾製船舶の使用が可能となる見込み。

他方、大型タービン本体の据付に対応可能な台湾製TIVの造船計画は進んでおらず、アジア太平洋域内に於ける大型TIVの造船能力・競争力から、中国製の外国籍TIV船舶の使用は洋上風力事業の開発に於いて必須であるのが実態。国家安全聯合審査の煩雑な承認プロセスが事実上の規制となっており、事業開発が大幅に遅延する可能性がある。

2. 今後、經濟部及び交通部に対しては、国家安全聯合審査の煩雑な承認プロセスを簡略化・迅速化すると共に、申請を合理的に判断し、速やかに許可して頂くことを強く願います。

（エネルギー部会）

テーマ14 台湾洋上風力に於ける株式譲渡制限について（継続事項）

要望事項 經濟部投資審議委員会に外国人投資許可（FIA）の申請をした処、商業運転開始まで株式譲渡しない旨の誓約書の差し入れを要求されているが、当該誓約書の要求は割当/オークション入札の際にもなかった新たな要求・制度変更であり、国際的慣習からも逸脱している。政府側之迄の説明では過去新規事業者は当該誓約書を提出しているとの事だが、過去事例は所謂プロジェクトファイナンス上のファイナンスクローズ（F/C）及び最終投資判断（FID）の達成後の提出であり、F/C及びFID達成の前にも拘わらず当該誓約書の提出をFIA承認の条件とするのは国際的慣習に照らし過大な要求であり見直しを要望する。又、2019年9月の經濟部通達により、株式譲渡の際には事前に經濟部の同意を得なければならない事となっている以上、技術力、財務力、契約履行能力等の確認は經濟部として同意申請の際に実施することが可能である為、当該誓約書の提出は不必要と思料する。

- 補充説明**
1. 国際投資の大原則として、不可抗力や未曾有のリスクの発生等、最悪の場合の事業撤退のオプションは、上場民間事業者としては保有しておかなければいけない。
 2. 開発段階且つプロジェクトファイナンス上のファイナンスクローズ（F/C）及び投資最終判断（FID）前で、無条件で商業運転開始まで譲渡制限を課さ

れることは、国際的な投資慣習からも逸脱しており、株主からも同意が得られない。又、本件に限らず将来的に外国企業としての台湾への投資判断にも影響を及ぼすことを強く懸念する。

3. 経済部の108年9月5日付出状の意図は理解しており、当該出状に則り、株式譲渡には経済部の同意が必要との前提で、誓約書の差入をすることなく、外国人投資許可の承認を可能として頂きたい。

(エネルギー部会)

テーマ15 洋上風力案件時の漁業従事者向け補償金について（継続事項）

要望事項 スポンサーと漁業組合間の補償金額に関する交渉に際し、農業委員会と経済部双方が共同で、問題解決の枠組を設けて頂いているが、交渉段階で合意点を見出すことが困難な場合があるため、引き続きご支援をお願いしたい。

- 補充説明**
- ・ 2020年度白書要望事項の回答にて、スポンサーと漁業組合間の補償金額に関する交渉に際し、農業委員会と経済部双方が共同で、問題解決の枠組を設けて頂いている点、理解した。
 - ・ 他方、実際の交渉において、スポンサーからは、農業委員会の制定している補償金額の計算に基づき試算した補償金額よりも過大に請求されることがあり、投資利回りの見直し、延いてはプロジェクトそのものの再検討を迫られることがあるとの声が聞こえている。
 - ・ 補償金額を算定する際の前提の置き方に隔たりがあることが主因と考えられるが、スポンサーと漁業組合との利害が対立する中、合意点を見出すことは時に大きな困難を伴う。政府の重要政策の一つとして、洋上風力普及を推進している中、政府による補償金の一部負担等支援策について、幅広くご検討をお願いしたい。

(エネルギー部会)

テーマ16 洋上風力案件における基礎杭設置中の海洋哺乳類の観察要件 (marine mammal observation) の緩和について

要望事項 洋上風力案件における基礎杭設置において、世界では一般的に海洋哺乳類の観察要件は義務付けられていない一方、台湾においては非常に厳しい制限が課されており、プロジェクトサイトにおける船舶増加によって他工事工程の施工船との

衝突の危険が高まる等安全上のリスクが懸念されることや、衝突を避けるために予定していた別工事を遅らせる等で工事スケジュールが遅延する恐れもあることから基準を緩和して欲しい。

- 補充説明**
- 一般的に、洋上風力案件の基礎杭（特にモノパイル）打設において、海洋哺乳類の観察は世界的に義務付けられていない。具体的な影響も不明。
 - 一方で、台湾における洋上風力案件においては、EIAに基づき海洋哺乳類の観察が厳しく条件づけられており、モノパイル打設時には複数の監視船を派遣する必要がある。（一定の面積における最低限の監視船数が指定されていることに加え、各船舶へ2人の監視員が乗船必要。）サイトにおける船舶が増えることにより、他工事工程とのインターフェイス及び安全上リスクがより高まっている。
 - 具体的に現在施工中の案件ではモノパイル打設時には計6隻の海洋哺乳類監視艇（750メートルで4隻、1,500メートル円で2隻）を配置するように決められている。双眼鏡での目視の限界が1キロメートルと言われており、750メートルの内側の円と最大1,500メートルの外側の円の両方をカバーするには、「750メートルの円で監視艇4隻」の監視で十分であり、「1,500メートル円での2隻」は不要と考えられる。
 - また、設置作業中に監視船における故障や技術的な不具合、海況の問題にて一時的に監視船が離脱する場合でも、EIA上の取り決めに基づく全ての監視船が常に完全に揃っていない限りはEIA違反とみなされ、基礎杭設置作業を中断しなければならない。たまたま複数の監視船が予期しない理由によって一時的に離脱する場合でも、残る監視船にて最低限の監視体制が維持されている限りは基礎杭設置作業を継続させてもらえるよう、柔軟な対応を認めて頂けるとありがたい。既にモノパイル打設が始められている場合、打設時の振動・音から海洋哺乳類がサイトに近づくことは想定されないため、一時的な離脱を認めて欲しい。（一度に最大で指定監視船数の半分、最大で12時間の離脱を認めて欲しい。）
 - EIAプロセス及び委員会にて厳密に対処されていることは十分理解しているものの、上記について可能な範囲で柔軟な対応を認めて頂きたい。

（エネルギー部会）

テーマ17 洋上風力案件における夜間の基礎杭設置開始の制限緩和について

要望事項 洋上風力案件における基礎杭設置において、日没2時間前から夜明けまでの夜間の基礎杭設置開始が禁止されていることからより長期の工期（及びそれに付随するコスト増）が必要となっているため、適切な海洋哺乳類保護対策を実施することを条件に日没後及び夜間の基礎杭設置開始を認めて欲しい。

- 補充説明**
- 行政院環境保護署の要求に基づき、EIAにおいて、日没前の2時間以内及び夜間における基礎杭設置の工事を行わないことを約束している。
 - また、打ち込み前には目視観察と音響モニタリングを実施し、ソフトな打設にて開始した後も近くに海洋哺乳類（イルカ）がいないことを常時確認している。
 - 夜間に基礎杭設置をしようとした場合は暗視装置を使用しての確認となるが、目視による確認が遅れる可能性を理由に、日没及び夜間の基礎杭設置の開始自体を禁止することは海洋哺乳類の保護に一定の効果はあること、さらには、台湾洋上風力案件における一般的な制限であるとも理解しており、EIAプロセス及び委員会にて厳密に対処されていると十分理解している。
 - しかしながら、モノパイル打設の開始時間に係る制限は、一般的に欧州を始め、台湾以外の国においては存在しない。この制限によって基礎杭打設開始が日中に限定されることから、より天候リスクを受けやすくなることは事実であり、効率の良い施工の妨げになっているのは間違いない。施工効率を向上させ、基礎杭打設に要する工期を短縮し、全体の工期短縮、ひいては大きなコスト削減に繋げる為にも制限の緩和をお願いしたい。
 - モノパイル打設開始前の監視艇による目視確認やパッシブ音響モニタリング（PAM）システムによる確認は、世界で最も包括的な海洋哺乳類（台湾におけるシロイルカを含む）保護の方法として認められており、この対応をすることを前提に現在のモノパイル打設開始制限を解除頂きたい。（なお、一旦モノパイル打設を開始した場合、打設時の振動・音から海洋哺乳類がサイトに近づくことは想定されないため、打設開始前にしっかりとした対応を行うことで十分と考える。）

（エネルギー部会）

テーマ18 洋上風力案件における外国籍の施工船の許認可取得プロセスの緩和について

要望事項 洋上風力案件において、台湾で外国船籍の作業船を使用することに対して複数の政府機関より許認可取得が必要で、許認可プロセスの時間が長くなるため、緩和頂きたい。

補充説明 ▶ 洋上風力案件において、外国船籍の作業船を利用する場合には2つの許可（Bureau of Energy（“BOE”））及びThe Maritime and Port Bureau（“MPB”））が必要で、途中複数回のヒアリングを伴う長い複雑なプロセスとなっており、総じて4～6週間程度要している。現状のプロセスは次の通り。

①2つの海事協会（台中/高雄）と連絡を取り、予定期間中に同様の国内船が利用できないことを確認する。

②この確認の後、BOE許可を申請する。（海事協会・BOEのヒアリングがそれぞれ行われた後にconfirmation letterが発行される。最短で約2週間、通常それ以上の時間を要している）

③続いて、MPB許可を申請する。（最短で約2週間、通常それ以上の時間を要している）

▶ 洋上風力案件において、急に新たな船（代替船）を用意しなければならない事態は頻繁に起きており、上記承認プロセスに則ると工事開始までに多大な時間を要してしまい、それによる派生コストも発生してしまう。従って、全体に関して、BOE許可及びMPB許可を出すまでの期間を短縮化して欲しい。

▶ 加えて、以下特定ケース（ケースA：一つのプロジェクトで一つの外国船を用いる場合、ケースB：複数のプロジェクトで同じ外国船を用いる場合）においてもそれぞれ次の点を具体的に要請したい。

【ケースA】

☆上記②における海事協会とBOEのヒアリングを統一し、1回（1日）のヒアリングとしてほしい。海事協会がconfirmation letterを発行する際に、彼らのコメントは当該レターに盛り込むことで現在と同じ効果を担保することが出来る。

【ケースB】

☆前プロジェクトが予定よりも早期に完了して外国船をリリースする場合、

早期中断に係るBOE承認（前プロジェクトが申請）及び早期開始に係るBOE承認（後続プロジェクトが申請）をそれぞれ取得した上で、後続プロジェクトはさらにMPB承認を取得する必要があるが、現状は手続きに多大な時間を要している。

◇この手続きを統一し、新时期に関して一方のプロジェクトがもう一方のプロジェクトからの合意書面を添付した上でBOEまたはMPBへ申請を提出するだけで手続き完了として欲しい。（単にそれぞれのプロジェクトにおける契約期間が変わっただけで、既に前プロジェクトにおける一連の手続きにて現地に代替船がないことは確認が取れているため。また、この方法であれば両プロジェクトによる外国船に係るそれぞれの責任期間及び責任所在を明確にすることができるため。）

▶台湾政府としても、COVID-19などのリスクとの関連で当該許認可プロセスを制定しており、柔軟性を認める余地が少ないことは理解するものの、他国と比較しても当該許認可プロセスは相当長いものであり、また、複数機関より許認可取得が求められることも他国・他地域では通常はないことから、上記の通り条件緩和をお願いしたい。

（エネルギー部会）

テーマ19 関連機材の港湾保管場所の確保支援について

要望事項 洋上風力案件において、発電関連機器を港湾に保管する場合、より広い場所を確保する必要があるものの、港湾エリアは拡張が必要な状況。今後の計画的な港湾エリア拡張を要望すると共に、比較的大きな洋上風力関連機器の保管場所確保を優先するなど、柔軟対応頂きたい。

補充説明 ▶台湾の港湾エリアは限定されており、拡張工事が必要な状況ながら、港湾及び周辺地域は政府によって所有または政府関連組織（例：TIPC）によって管理されている。

▶洋上風力案件において港湾エリアに風力発電関連の各機器を保管しなければならない場合、一つ一つのパーツが巨大なことからより広い保管場所確保が必要となることや、機器の保管場所移動に際しても時間を要することから、政府及び政府関連組織（TIPC）には洋上風力案件の保管場所確保を優先対応するなどして洋上風力プロジェクトをサポートして欲しい。

- 現状は、より広い保管場所が必要となった場合など緊急的にサポートを頂いている状況。政府及び政府関連組織（TIPC）では他にも多くの優先事項があることは十分理解しているものの、より計画的・柔軟に今後の港湾エリアの拡張を行って欲しい。

（エネルギー部会）

テーマ20 浮体式洋上風力発電所の必要性和デモ及び浮体式新FIT制度設定への提言

要望事項 ■主旨：

“浮体式洋上風力発電所の必要性和デモ及び浮体式新FIT制度設定への提言”

■背景：

国策である、①2025年迄に再生エネルギー発電容量20%達成、並びに②2026～2031年（6年間）で洋上風力による発電容量の追加増設（合計9GW）達成にあたり、現在の着床式技術が適用可能な水深海域（約60乃至は70メートル以下）の開発では十分ではない可能性が高く、水深の深い（約60乃至は70メートル以上）遠洋海域の開発を検討し、台湾領海内の限られた海洋リソースを最大限有効活用していく必要がある。

■提言：浮体式洋上風力FITの制定及びデモンストレーション案件実施の必要性

- 水深の深い海域（約60乃至は70メートル以上）では浮体式の適用を検討いただきたい。
- 浮体式は既に立証された技術ではあるものの、台湾独自の気候・地質（台風、地震等々）に即した制度設計・実施を早急に検討する必要がある、台湾政府の国策に沿った新たな支援制度枠（デモンストレーション案件並びに浮体式FIT）を制定いただきたい。

デモンストレーション案件を実施する事で、台湾の特徴に合致し技術・安全性が確保されているか否か立証が可能。また台湾政府主導であることは、案件の信頼性を高くし（案件組成確度が高い）、民間開発者並びに銀行団の投資・開発意欲は上昇。更に浮体式FITを新たに制定する事で、各ステークホルダーの投資・開発意欲が促され、政府目標実現に向けての推進力となる事から互惠関係（Win Win）が成立する。

補充説明 ■限られた天然資源（遠洋海域）の最大活用&投資開発促進：

日本と同様に島国である台湾は限られた天然資源とリソースを最大限活用した独自政策を実施してきた。複数の課題を抱えながらも洋上風力開発はその一つの大きな功績になりつつあるが、更なる高みである上記再エネ達成目標の実現に向け、豊富な風量リソースを擁する広大な領海内遠洋海域の最大活用が今後の必要条件となる。一方、水深の深い遠洋海域の開発においては着床式技術では限界があり、新たな浮体式技術の適用が必要となる。浮体式技術の革新が進み、既に技術的に立証済みであるものの、台湾の特異な天候・環境を踏まえ安全性を鑑みると、洋上風力のRound1と類似した政府主導によるデモンストレーションの実施は不可欠となる。また、既に標準化した着床式技術と比較すると、商業実績の少ない浮体式案件開発に対し、民間開発側の投資・開発を促進する為には、着床式とは別枠で新たな浮体式FIT枠を設定する事が不可欠となる。

■日本の事例：

台湾と同様に資源が限られた日本は独自の天候・環境に適用すべく、デモンストレーションを実施することで、技術的な実証性を確認した。また着床式とは別に浮体式FIT枠を設定し、民間開発側への支援を提供することで投資・開発の促進を実施している。尚、日本政府は昨年12月にまとめた「洋上風力産業ビジョン」においては、2040年までに30～45ギガワット（3000万～4500万キロワット）の導入をめざす考えを打ち出した。原発30～45基分にあたり、現在の洋上風力発電はわずか0.4万キロワット（陸上は400万キロワット）にとどまるため、20年間で7500倍以上にする目標。日本においても、領海内遠洋海域における浮体式洋上風力開発の促進は必須であり、天然リソースが限定されているアジア圏、特に台湾において類似した状況との認識。

（エネルギー部会）

テーマ21 OFTO（Offshore Transmission Owner）制度の導入について

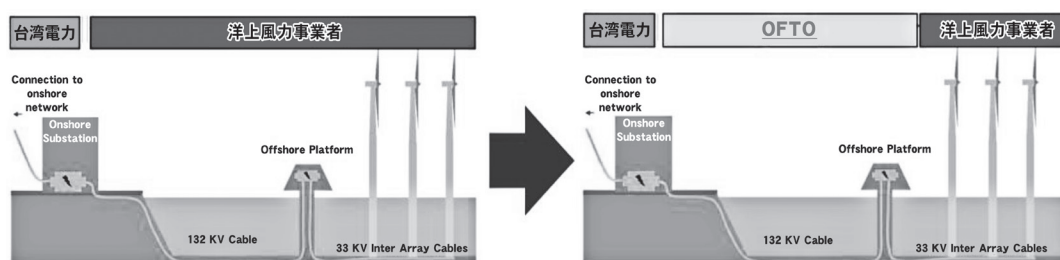
要望事項 洋上風力設備は2035年までに15.7GWの設備容量を確保する電源計画となっている。エリア開発が進むにつれ、陸上からの距離の増大に伴い、事業者の開発費用が増す一方、固定価格買取費用は年々低廉化しているため、事業者の将来的な資金回収における不確実性が増していくものと思料している。

については、事業の不確実性を緩和する制度の導入検討をお願いしたい。

補充説明 現在のエネルギー計画において、洋上風力における電源計画は2025年までに5.7GW、2035年までに更に10GWの設備容量拡充が示されているが、洋上変電所ならびに海底送電線を他事業者へ売却する制度について制度導入をご検討いただきたい。

英国ではこの洋上送電の規制制度を2009年から導入しており、洋上風力発電事業者は送電資産を含めて必要な設備を建設し、設備の完工後、当局管轄下の事業権入札で選定された送電資産の保有・運営を行う別の事業者（Offshore Transmission Owner＝OFTO）に売却し、OFTOが送電事業を運営している。

当該制度の導入により、ファイナンスコスト等の低減に繋がっている事例もある。事業者側は早期の資金回収の実現、もしくは建設範囲の縮小により調達資金の低減など、リスク拡大の緩和策になるとともに、洋上送電事業における台湾の技術革新や新市場の育成、地場銀行のOFTOに対する融資促進にも寄与する制度となり、台湾における洋上風力発電のより一層の発展に資するものであると考えている。



（エネルギー部会）

【4】自動車・二輪車業界振興策について

テーマ22 民間による機械式および一般自走式駐車場におけるEV/PHV用充電施設の整備促進について（継続事項）

要望事項 民間が建設するまたは保有する自動車用の機械式駐車設備や一般の自走式駐車場において、電気自動車またはプラグインハイブリッド車向けの充電設備を設けることに対する助成制度を、地方行政ではなく政府が主体となって創設し、その運用拡大を推進していただきたい。

補充説明 「低炭素社会」の実現は全世界的な課題となっており、台湾政府もその実現を目指している。主要各国ではカーボンニュートラルの実現に向けた長期計画を策定しており、自動車産業界においても2030年代を目途にガソリン車の新規販売

を終了する見通しとされている。電気自動車等の普及拡大には充電インフラの整備推進が必要不可欠であり、政府や地方行政が所有・運営している公共駐車場のみならず、民間が建設する、あるいは保有している数多くの駐車場における充電設備の設置を促進することが有効且つ効率的である。

政府が統一的な指針を示した上で、民間が機械式駐車設備や一般駐車場における充電インフラ整備に投資しやすくなる制度を創設頂くことが必要であると考え。

①日本においては、「一般社団法人 次世代自動車振興センター」が主体となつて、民間建築物の駐車場（機械式又は自走式、新築又は改修を問わず）EV充電設備の導入に対して助成制度がある。（<http://www.cev-pc.or.jp/>）

②台湾においても、駐車場運営管理事業者から機械式駐車設備のEV充電機能搭載に関する問い合わせを複数いただいている。

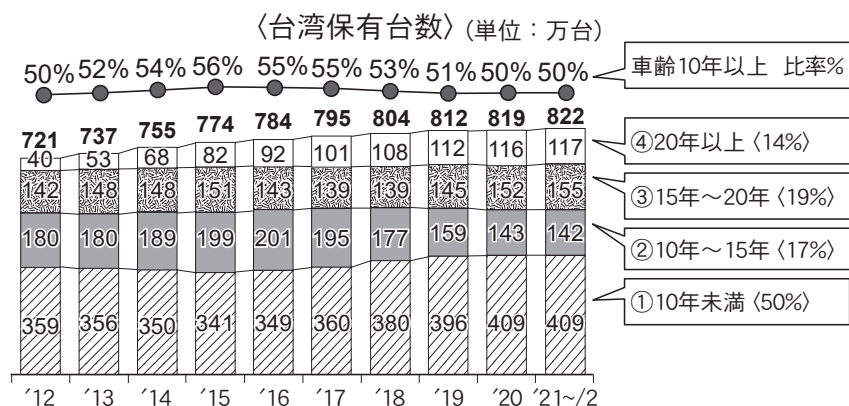
（一般機械部会）

テーマ23 環境対応、安全対応の為、高齢車に対して車検制度の強化と自動車税制の調整について（継続事項）

要望事項 ◆高齢車は環境（大気汚染、CO₂排出量）、交通安全性が低い。

現在、新車に対してはEURO6、NCAP、CAFE等の導入を行っているが、新車の販売は年間40万台程度。台湾国内の登録車両約822万台への規制の適用を行わない限り、台湾国内の環境、交通安全の問題は抜本的に改善は図れないと考える。

下記の台湾保有台数が示す通り、登録車両全体に占める10年以上の高齢車は台湾登録車両の50%強で高止まりの状況である。環境問題が世界規模で論ぜられている状況を鑑み早急のご検討をお願いする。



▼改善要望案 19年財政部及び交通部からの回答に準じ以下の点につき早急に検討を開始頂く様お願いする。

①高齢車への車検制度の強化

台湾での車検制度は基本項目しか、検査を実施していない。

環境負荷が高く、安全性の低い高齢車の環境性能、安全性についてもその性能が維持できているかが保証されていない。 <補充説明ご参照>

以下、例として現行の車検制度に10年以上の高齢車に対する環境性能、安全性に関わる機能検査の項目の追加を行うことを提案。

[環境項目]

- ・排気ガスの状態、エア・クリーナ・エレメントの汚れ、詰まり等
- ・公害発散防止装置等

[安全性]

- ・燃料装置（燃料漏れ等）
- ・足回り点検（ブレーキ液漏れ、機能、摩耗、損傷等）
- ・下回り点検（エンジンオイル漏れ等）

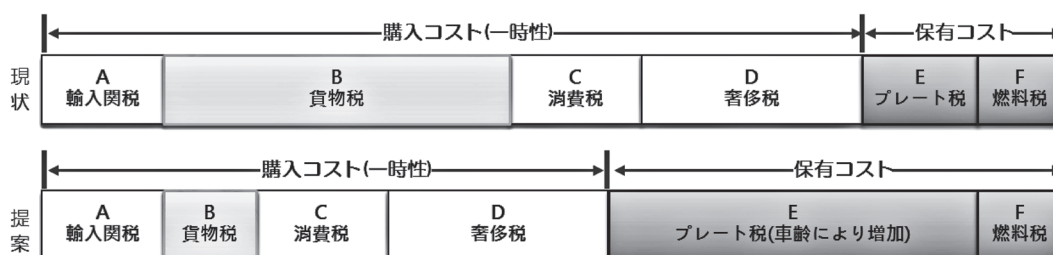
②新車への買い替え誘因及び促進

現状は購入に関わる税金（貨物税）が高く、高齢車の買替時における消費者の負担が大きく新車への買い替えは促進が進まない一因と考える。

一例として、下記の通り貨物税を引下げ、プレート税を上げることで、全体の税収を変えず、買い替えにかかる負担を軽減させることで、高齢車のスムーズな代替えを図ることを提案。

当該提案を含め新車への買い替え誘因及び促進を図る新たな対応策の検討を要望。

〈台湾自動車税制イメージ図〉



補充説明 ◆他国との車検制度におけるコストの比較

- ・ 車検時間：台湾約15～30分/回 v.s. 日本約120～180分/回

- ・ 車検項目：

<台湾定期検査項目>

- ①エンジン・ルーム点検（エンジン/フレーム番号、機能部品等）
- ②足回り点検（エキゾースト・パイプ・マフラ機能等）
- ③ボデー外観検査（ランプ、カラー、仕様等）

<日本24ヶ月定期検査項目>

- ①エンジン・ルーム点検（パワーステアリング、点火装置、燃料装置、公害発散防止装置等）
- ②室内点検（ハンドル、ブレーキ・ペダル、パーキングブレーキレバー、クラッチペダル）
- ③足回り点検（ブレーキ液漏れ、機能、摩耗、損傷、舵取り車輪、ショックアブソーバ、サスペンション、ブレーキディスク、ドラム、ブレーキのマスター・シリンダ、ホイールシリンダ、ホイール等）
- ④下回り点検（エンジンオイル漏れ、ステアリング・ギアボックス、ステアリングのロッド、アーム類、トランスミッション、トランスファ、ディファレンシャル、ブレーキのロッド、ケーブル類、ブレーキ・ホース、パイプ、エキゾースト・パイプ、マフラ等）
- ⑤外回り点検（フレーム、ボデー等）

- ・ 車検に関わる費用：下記のイメージを参考

〈台湾車検制度〉			〈日本車検制度〉		
車 齢	頻 度	車 検 費 用	車 齢	頻 度	車 検 費 用
5年以上～ 10年以内	年1回	450元/年	新車時 初回は3年に1回		約10,000元/年 (9万円/3年)
10年以上	年2回	750元/年	4年目～	2年に1回	約15,000元/年 (9万円/2年)

20倍

(自動車部会)

テーマ24 国内自動車産業及び部品産業拡大の為への政策提案について（継続事項）

要望事項 ◆台湾自動車産業の生産能力は現在65万台。これに対して国内生産は25万台程度、38%しか活用できていない、大幅な余剰能力が発生。現状のままでは、各社経営の維持は非常に厳しい。台湾全体の自動車産業存続の危機（就労人口は10万人）。

◆乗用車の電動化の方向性はあるものの、現状の輸入車拡大の流れの中、既存産業の衰退を回避するとともに、逆に将来の電動化を見据え、より一層の基盤強化・競争力強化が不可欠。

◆以下に一つの事例として政策提案を記載。当該提案を含め国内自動車/部品産業の一層の基盤強化・競争力強化に向けた政策検討及び実現をお願いする。

（事例）

WTO協定に違反せず、且つ政府財政的にも負担の少ないスキームとして当該テーマでは生産インセンティブを提案。

①現地生産における付加価値を評価（一定の係数を掛け、金額に換算）

②①をクレジットとして付与し、そのクレジットは部品、完成車の輸入関税に対する課税対象額から減免を行う

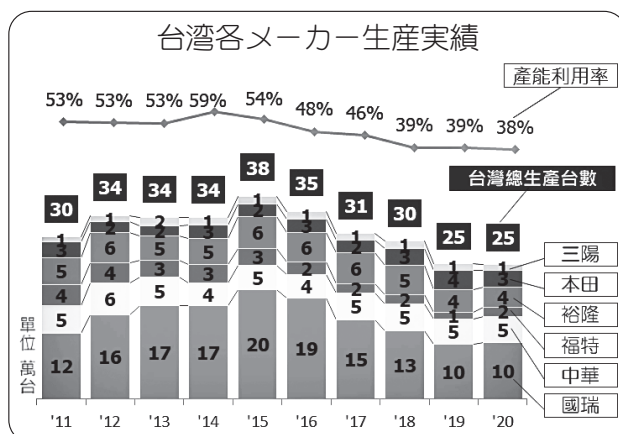
⇒結果的に国内産業で付加価値を生んだ分だけ、関税収入が減る仕組みの為、国庫として収入は変わらない⇒財政負担が少ない

尚、関税の引下げ及び電動車に関しては、別の個別要望として提案。

補充説明

〈'20年各社生産能力利用率〉

【参考】'20年（国産車25万台ベース）



産業別	生産総額 (億元)	就業人口
①自動車生産	1,705	12,000
②自動車 部品生産	2,226	90,000
合計	3,931	102,000

出典：車両公会

（自動車部会）

テーマ25 2040年新規販売する自動車の全面電動化に向けた枠組みの明確化について（継続事項）

要望事項 ▼2017年12月21日に当時の頼清徳行政院長より宣言された

“2040年電動化宣言”について、現状電動化の定義、2040年までの段階的な実現可能なマイルストーンなど具体的な議論は行われていない。

經濟部殿が主幹部署の旨20年度に回答を頂いたので、以下の点につきご検討をお願いする。

年度別に議論を行うテーマ、推進体制の明確化を要望。

⇒電動化の定義については早急に議論を開始して頂く様お願いする。

補充説明 無し。

（自動車部会）

テーマ26 自動車部品輸入関税の引き下げ政策について（継続事項）

要望事項 ●具体的な要望内容：

2019年度自動車部品の輸入関税税率引き下げにつき、法改正案の作成・審議頂いたものの時間切れで法制化に到らなかった。

2020年度は審議頂いたものの、関税引き下げ効果につき、車両価格の引き下げ、従業員の補償に関する承諾書が必要との政府見解に対し国産各社では対応困難であり本件の進捗は大きく後退した。

関税引き下げ効果は、車両価格・従業員補償に限定される訳ではなく、投資・営業活動など状況に応じ各社で用途は決定されるべきものであり、自動車産業の発展・活性化の観点からも早急な対応をお願いする。

●要望理由：

- 1、現在の自動車部品の輸入関税は、完成車が17.5%に対して部品が17.5～15%の品目が多数存在し税率差もほぼ無し。
- 2、完成車輸入関税に比べ高止まりしている自動車部品の輸入関税の引き下げを行い、国内自動車産業の活性化を促進。

補充説明 ●関税率の高い部品例

国名	完成車輸入関税 (A)	エンジン輸入関税 (B)	差異 (A) - (B)
台湾	17.5%	17.5%	0%
インドネシア	50%	10%	40%
タイ	40%~80%	10%	30%~70%
マレーシア	30%	10%	20%
フィリピン	15%~30%	Max. 10%	5%~20%

(自動車部会)

テーマ27 大型二輪車（排気量251cc以上、以下重機）高速道路走行の解禁について（継続事項）

要望事項 重機の高速道路走行を解禁することにより、中・長距離での二輪車利用機会の拡大、またレジャーとしての二輪車使用機会を拡大し、大型二輪車市場・産業の拡大・発展の可能性を広げる。

大型バイクの行為指標である規則違反の件数について、小型車との比較における評価ではなく、絶対数そのものを減らす具体策を、官民一体となり明確に活動目標に落とし込み、法令で目指すところの解禁に向け活動を加速すべき。

- 補充説明**
- 1) 重機（※排気量550cc以上）の高速公路（有料自動車道）走行解禁法案が2007年に可決されたが14年たった現在、実質解禁されていない。
 - 2) 2011年の法改正により排気量550cc以上の重機が試験的に一部の区間・期間に限って高速道路の走行が可能となった。（2017/7/1～2018/6/30、国道3号甲線、台64線）
 - 3) 上記実施期間において交通事故も起きず、結果は良好と判断されている。
 - 4) 2014年以降、重機利用者数は増加しており2020年では179千台の保有台数。免許保持者の増加もあることから、今後も成長が見込まれ国民余暇利用の拡大の一助になると考えられる。
 - 5) 二輪ユーザー使用用途が従来の交通手段から週末レジャー使用に拡大、特に重機ユーザーはその傾向が強く、週末ツーリングや一泊ツーリングの使用が増加、その場合の南北への移動が高速道路通行不可の妨げになっている。
 - 6) 重機高速道路通行可能の効果として重機の一般道路の通行が減少。一般道路での事故減少、全体の事故率減少に繋がると期待される。

7) 台湾において重機の高速道路走行が可能になれば需要の拡大につながり台湾経済への好影響が予測される。

8) 二輪車を利用した南北の人の移動が拡大しそれぞれの地域での観光業・小売業の活性化を期待できる。

⇒添付資料：重機保有台数と重機免許保持者数の推移

(自動車部会)

【5】電機電子部品業界について

テーマ28 昇降機の点検保守制度の見直しについて（継続事項）

要望事項 遠隔監視機能を活用した、無人点検保守が導入できるよう制度の見直しを要望する。

国家発展委員会が発表している「中華民国人口推估」においても、少子高齢化が進み、2018年から高齢化社会（14%）に、2025年から超高齢社会（20%↑）になる見込みである。

その結果、少子化のため人口が減少する反面、高齢化の影響もあり、公共機関含め昇降機の設置台数は増加している。人口が減少することで、労働集約型産業である昇降機メンテナンスは人材の募集が困難であり、人手不足の問題が深刻化していく。

そこで世界に目を向けて見ると、技術の進化とともに、製品の自動化に関する開発が進んでいる。

昇降機のメンテナンスは「点検」及び「保全」の二つに分けられているが、その「点検」を人工から機械に転換する事例が多数あり、先進国も長年実施している。昇降機産業の人手不足問題の解決策及び産業イノベーションの方向として、現行の人工点検しか認めない制限と点検回数の緩和を要望する。

補充説明 一、昇降機遠隔監視システム導入の理由：

(1)台湾の少子高齢化少子化問題は、年々進んでいくことから、製品・サービスの無人化・省力化は必然的な傾向である。

(2)「24時間止めない、止まらない」「昇降機の故障時自動通報」等、機械による監視は、サービスの向上は元より、保守員による点検で発生する、

「スキル不足」「ヒューマンエラー」等の人的リスクの回避を含め、更なる利用者安全が保証できると思われる。

(3)技術の進歩・成熟化につれて、地震後の昇降機遠隔状況確認・再起動、閉じ込め時のテレビ通話機能等、遠隔管理により提供できる便利機能は消費者に一層の安全、安心を提供出来ると考えられる。

二、近隣国家/地区使用概況：

(1)日本：1981年から昇降機の遠隔監視は法律に許可され、今までは40年経過。訪問保全は概ね3ヶ月毎。

(2)中国：中央法規は遠隔点検を認めている。昇降機に遠隔管理設備を設置する前提で、一線・二線都市は人工による点検の頻度を自由に設定可能。

(3)韓国：法規は昇降機の遠隔点検を認めている。2010年以降、昇降機に遠隔管理設備を設置した場合、10年以内の昇降機に対し、人間による保守は2ヶ月に1回にできる。

(4)香港：昇降機の遠隔管理運用は既に政府により実験開始した。

※本件、既に昇降機協会からの正式改正要望として展開され、2021年には内政部建築研究所にて「建築物の昇降設備遠隔監視制御技術の応用推進計画」として検討開始頂いている。少子化等の影響で人手不足が深刻化する前に本制度を早急に見直し、新技術導入によるメリット享受を前倒しすることを政府に期待する。

(電機電子部会)

テーマ29 空調機に対する省エネ性能規制実施要領の改善について（継続事項）

要望事項 台湾の電力事情から省エネ策の方針には同意するも、技術的ハードルの高い省エネ基準値の設定は、供給メーカーにとって短期間での新製品の開発の必要性等、非常に厳しい対応を迫られる。

空調機に対する省エネ規制について以下の点を要望。

- ・新基準値は各メーカーが開発可能な性能値であるか、業界への十分な事前ヒアリングを経て策定頂きたい。

- ・ 業界として本規制改定の必要性の共感を得るためにも、これまでの規制施行に伴う電力削減量の実績、及び今後の目標（試算）を示して頂きたい。

補充説明 ・ 空調機に対する省エネ規制履歴

2010年3月 BSMI初代省エネ規制要項正式告知（これより半年前に非公式には告知あり）

2011年1月 同上規制施行。

2015年8月 新CSPF規制要項告知（性能計測方式含めた変更）

2017年1月 同上規制施行。但し市場在庫品の問題により販売規制は急遽1年延期（2016年12月末臨時発表）

2021年5月現在 次期規制改定内容は未決定（未発表）

- ・ 19年度提言以降、冷凍空調工程同業公会等を通じて業界からの意見を上げる機会を設けて頂いていること、また次回改定期限を2025年頃に後ろ倒しされる見込みとなっていることに対し、大きく評価は出来る。
- ・ 現在、中華民國電器商業同業公会聯合会が中心となり業界意見を集約中だが、次期省エネ規制値（CSPF値）改定幅について、業界要求が現行比+5%程度であるのに対し、政府側案は同+20%と依然大きな乖離がある状況。

（電機電子部会）

テーマ30 廃家電費用の負担方法について（継続事項）

要望事項 台湾では、廃家電リサイクルの費用および運送費をすべてメーカーが負担しているが、日本の家電リサイクル法のように、使用者すなわち消費者が費用負担するスキームに見直ししていただきたい。

それにより家電を大事に使うという消費者側の環境意識も高まるという効果も期待できる。

現状では、ユーザーが本費用をメーカーが負担しているという認識が薄く、国民の大半がごみ処理同様に国の税金による負担と誤解している。さらにメーカー側の反発をよそに、一方的に年々負担額上昇を余儀なくされている中、市場における競争原理において、価格への転嫁は難しく、実質的にメーカー負担となっている。

【要望】

- ・日本と同様、以下のような役割に変更し、廃家電コストをメーカー負担から消費者負担に変更する。
- ・排出者＝消費者＝費用負担
- ・販売者＝販売店＝収集・運搬
- ・生産者＝メーカー＝リサイクル（業者委託含む）

補充説明

現状の台湾の電子機器リサイクル管理の問題点は以下の2点。

- ・メーカーが商品を販売する際に、商品価格に反映することを前提としているが、市場の競争原理の中、増額分に対する価格転嫁が困難であり、実質的にメーカー負担となっている点。
- ・ユーザーからリサイクル業者や処理業者に直接依頼される一方、リサイクル費用は政府（環境省）経由で全額メーカーが負担することになっているため、リサイクル費用の抑制効果が期待できない。

日本の2018年度、家電リサイクルプラントに搬入されて再商品化等が行われた廃家電4品目（エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機）は約1,363万台（前年度比約16.4%増）と直近では年々大幅増加傾向もある。また、再商品化率ではエアコン93%、ブラウン管式テレビ71%、液晶・プラズマ式テレビ86%、冷蔵庫・冷凍庫79%、洗濯機・衣類乾燥機90%となり、家電リサイクル法に定められた再商品化等の基準値を上回る実績をあげている。

19年度の台湾側回答では、日本が台湾に比べてリサイクル率が低いことを指摘されているが、今回の問題提起はあくまでも費用負担者の適正化による業界の健全化と消費者意識の変革の必要性である。

【参考URL】

https://www.aeha.or.jp/recycling_report/03.html

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190613004/20190613004.html>

（電機電子部会）

テーマ31 電子式スイッチを認証登録の対象商品とする提案（継続事項）

要望事項 普及している電子式スイッチの商品認証は強制化されていないため、安全性の低い商品が市場に流れている。国民生活環境の電気安全性を向上させるため、電子式スイッチを認証登録の対象商品とすることを、2020年度版白書にて既に提案済みである。

政府からは2021年に市場調査を行った上で管理強化を検討されるとの回答を頂いているので、具体的なロードマップ、情報共有を示して頂きながら、取り組みの更なる加速を期待する。

補充説明 1. 他国の電子式スイッチの認証管理状況

日本：電気用品安全法（PSE）に基づく適合性検査実施による管理

韓国：KSA認証、KCマーク認証制度で管理

中東湾岸諸国：Gマーク認証制度で管理

2. 台湾での電子式スイッチ関連法規と認証状況

電子式スイッチの関連法規が制定されたが、商品認証は強制化されていない。

そのため、安全性の低い電子式スイッチが市場に流れて、火事や感電事故が発生するリスクが存在している。

＜標準検閲局が制定した電子式スイッチ関連法規の詳細＞

家用和類似用途固定式電気装置之開關：電子式スイッチの個別規定は2006年に制定され、最新版は2019年に改定。

CNS60669-2-1：2020 C4601-2-1

CNS60669-2-2：2019 C4601-2-2

CNS60669-2-3：2019 C4601-2-3

CNS60669-2-4：2019 C4601-2-4

CNS60669-2-5：2019 C4601-2-5

CNS60669-2-6：2019 C4601-2-6

（電機電子部会）

【6】 医薬制度について

テーマ32 健康ヘルスケア体系と健保に投資するための公的予算を拡大し、医薬分業と初期ヘルスケアを強化することで、（結果的に）健保資源節約につながる（継続事項）

要望事項 資金源の拡大―

- (1)将来超高齢化社会の医療要望に対応するため、健保資金源は事前に拡大すべきである。台湾の定期医療ヘルスケア支出はGDP比率での割合が低く、近隣国家とOECD同等国家と比べても低いだけでなく、社会保険を実行している国家の中で、台湾の健保支出はGDPの3.3%しかなく、韓国（3.6%）、チェコ（5%）、日本（8.2%）等より遅れている。これは公的部門の医療支出割合が低いことに関連しており、韓国（4.8%）、チェコ（6.2%）、日本（9.2%）と比べて台湾はわずか3.9%しかない。本部会は来たる膨大な医療需要に対応するため、中央政府総予算計画における健保への注力を拡大し、健康に投資する決意を示すべきであると考えます。
- (2)主管機構が、健保財政の連続赤字に直面している今、健保一部負担を改革し、「使用者負担」という概念を政策に導入されることに感謝する。健保財源の開拓以外に、医薬分業の促進や資源浪費の軽減もできる；主管機構が日本の経験を参照しながら、積極的法律修正について検討及び起動し、「使用者負担」という概念を一部負担への適用へと拡大することにより、優位でない患者の受診を保障する政策を確立することを要望する。そうするとガン患者会の部分負担改革に対する期待に応えられ、将来改革後の拡大した財源を新薬/新適応症予算に投入し、重症患者の切実な医療需要を満たせる。

予算の節約―

- (3)病院の処方箋の解放を奨励することにより医薬分業を促進し、国民の初期ヘルスケアを強化でき、健保資源を節約することができる。主管機構が日本の医薬分業に関する成功経験を参照しながら、政策で病院の院外への処方箋解放に導き、合理的薬価差の環境で病院から処方箋の解放意向があれば、健保給付設定に差を設け、給付を増加させることで十分な誘因を提供できる；病院評価の必要項目として、処方箋解放率の具体指標を追加することを要望する。院外処方への誘因及び評価指標の双方向から、処方箋の解放を徐々にできるようにした

く、軽症患者が初期基礎医療に戻せて、状況が安定している患者は慢性病連続処方箋をもって地域の薬局で処方を取得する。

- (4)国民への「自己薬品治療ケア」(Self-medication) 推奨を強化する。衛生福利部食品薬物管理署2019年の研究によると、軽症患者が非処方箋薬を使用することで、健保支出等社会コストを節約できる。主管機構が地域の薬剤師の初級ケア機能を強化させ、日本の自己薬品治療ケアを推奨した経験を参照して、例えば税金還付を誘因にし、軽症患者は指定の非処方箋薬を購入させることで、健保で全面的に負担するのではなく、国民自身に健康ヘルスケア責任を負わせることである。節約できた健保資源を臨床価値のある革新的医薬品の導入に使用すれば、より効率的な運用ができる。

補充説明 (1)将来台湾が超高齢化社会に入ると、国民の革新的医療技術への期待と要望は無視できなくなる。台湾の医薬品支出はGDPの1.1%しか占めておらず、チェコ(1.2%)、韓国(1.6%)、日本(2%)と比べても向上させる必要があるため、事前に政策を確立し、革新的医薬品が健保に収載されるようバイオ医療産業が台湾に投資しようとする誘因を拡大していただきたい。

- (2)台湾のガン患者の5年生存率は健保適用開始(1995年)前の41%から57%まで成長した。医療ヘルスケア品質の向上により、健保抗ガン薬の支出も増加し、近年10%以上の年成長率で大幅に伸び、400億元を超過した。持続的に革新薬を導入し、健保負担を軽減するため、台湾は他国と連携し、「使用者負担」という概念を一部負担改革への応用へと拡大すべきである。

台湾ガン基金が2019年12月に発表した「一部負担に関する国民の負担意向のある価格調査」によると、約70%の国民は新薬治療のために、毎月5,000元から2萬元を負担する意向がある；さらに分析した結果、ガン経験のある国民は負担意向があり、しかもその一部負担平均金額は経験のない国民より高い。このことから、多くの国民は健保体系での革新治療を実現させるには「使用者負担」という概念を受け入れることに同意するであろうということが見てとれる。

- (3)主管機構は2018年に外来減量措置を開始してから、過去に多くみられた軽症患者が大病院に行く状況は改善されつつあるが、医薬分業を確実にするには多様な政策が必要で、それにより軽症患者に初期治療を受けられる医療機関での受診を加速でき、また患者が処方箋をもって調剤薬局で処方薬を受け取ること

で院内感染リスクも低下できる。しかも医学中心（医療センター）に緊急及び重症患者の医療を集中させることにより、健保資源が節約され、より効率的配分ができ、医療体系の健全発展を継続できる。

- (4)衛生福利部食品薬物管理署2019年の研究で、国民の非処方箋薬に対する消費行為が調査された。その調査結果について、健保資料と国内非処方箋薬に関連する経済的研究分析をした結果、風邪を例にとると、国民が1円で非処方箋薬を購入すると20元の医療コストを軽減できる；風邪にかかった患者が非処方箋薬を使用できないのであれば、受診の一部負担を含め健保給付費用等社会コストは165億円の支出増加につながる。

（医薬品医療機器部会）

テーマ33 充分な新薬/新適応症予算を組み、健保審査プロセスを最適化することにより、患者の革新治療へのアクセスを加速すべき（継続事項）

要望事項 (1)「医療技術評価（Health Technology Assessment）」制度を最適化する。主管機構がHTA組織のさらなる整備及びマンパワーの充実に要望する。HTA機能を強化し、国際経験を参照しながら、透明化、予期可能なHTA審査体制を構築することにより、薬物提供者と医薬品審査中心（CDE）とHTAに対する認識の差により新薬の健保薬価申請プロセスが延長され患者権利に影響することが避けられる。

本部会はCDEが「専門家協議会議前の対面の相談」体制を構築され、薬品提供者とCDEのHTAチームと事前に交流できる場を設けてくださったことに感謝する。双方の資料取得の差を狭めるために、健保データベースの申請規定を緩和することを要望する。上記の交流体制の後に、CDEのHTAチームはその議事録に基づき、財務影響、費用対効果分析等評価の基盤にし、審査効率を高めることが期待される。

- (2)「ホライズンスキャン（Horizon Scanning）」の試運営につき、新薬の早期検知及び警告機能に集中したほうがよいと考える。充分な新薬/新適応症予算を組むことを目的にし、新薬/新適応症審査の選別、並べ替えに関連させるべきではない。
- (3)「費用対効果閾値（ICER threshold）」の設定について、国際経験を参照し、性質が異なる薬品により柔軟な閾値範囲を設定することを要望する。しかも閾値は薬品給付審査の決定的要素になるべきではない。主管機構は薬品の革新価

値、臨床意義等要素を全体的に評価し、患者使用に影響しないようにすることを最優先考慮事項にすべきである。

- (4)「薬品給付協議 (Managed Entry Agreement)」の実施はリスク分担の原則に戻るべきである。メーカーから自主的に提出し、主管機構と一緒にMEA案と返還比率を検討する。MEA実行プロセスにローリング検討の最適化体制があることを期待し、薬物提供者と一緒に検討することにより、革新的医薬品の台湾への導入を加速できる。

補充説明 (1)薬物提供者は薬価申請資料を提出前に、CDEにHTA相談サービスを申請できる。しかし相談を受理した人員と実際の審査員と適応症範囲への認識が異なることにより、薬物提供者は相談人員のアドバイスに従い申請書類を準備したのに、CDE HTAの評価結果と違うという状況が発生する。そうすると新薬申請プロセスが延長されてしまい、患者のアクセス権利に影響する。

- (2)薬物提供者とCDEとのHTA財務影響に対する評価の差を狭めるため、健保データベースの取得は適宜緩和し、薬物提供者が使用、概算することができるようにすることで、薬品審査が加速することを要望する。

(医薬品医療機器部会)

テーマ34 保険償還に対する資源を適切に分配するため、透明性があり実践的 且つ予想可能な保険償還給付のシステムを構築する。(継続事項)

- 要望事項** (1)規制当局が次の段階として「薬剤費用分配比率目標制 (Drug Expenditure Target)」を試行する場合、前年度の薬剤費用実支出額をもとに、DET目標値に対し一度調整を行う運用を実施いただきたい。当年度は前年度の目標をベースライン値として、当年度のDET成長率を乗じてDET目標値を計算することで、年々DET目標値から乖離していく薬剤費用実支出状況を改善し、人口構成の変化及び革新的新薬・医療テクノロジーに必要な実医療費用に確実に反映することを求めたい。
- (2)新薬薬価算定の国際薬価参考国の定義は、現行の法令である全民健康保険薬物給付項目及び支払基準（第38条）に定められた十大先進国を維持すべきである。
- (3)各国における薬品給付範囲が異なるため、国際薬価を薬価調整の参照とする場合、現行の収載品審査プロセスでは、台湾に導入する新薬に影響を与えてしまい、且つ国内のバイオフーマ企業の研究開発やイノベーションには不利とな

る。従って、規制当局に日本の薬価算定に関する経験を参考いただくことで、薬価調整政策改革において、薬剤費用の貢献度を選別条件とし、薬価調整の仕組みを構築する。

(4)現行の「薬品給付協議（MEA）」は新薬に対する医療財政への不確定性リスクを低減しているが、特許期間満了の医薬品にも「薬剤費用分配比率目標制（DET）」等の価格調整スキームがあるなど、薬剤費用支出の管理方法は既に存在する。従って、規制当局には「薬剤価量協議（Price Volume Agreement）」契約期間満了後、先進十ヶ国の薬価でさらなる価格検討を行わないことを要求したい。

(5)健康保険の資源を節約並びに適切に分配するため、規制当局は《全民健康保険法》により指示薬（非処方箋・要指示薬品）、成薬（非処方箋・不要指示薬品）への給付を中止するべきである。国家衛生研究院が提出した健康保険用薬再評価（Health Technology Re-assessment）とDe-listingの提案について、当局は実施前に根拠となる法令及び透明性、予想可能な評価の仕組みを備えるべきである。

補充説明 (1)当会は規制当局が第三段階DETを試行するよう提案し、且つ国民の健康変化により派生した薬剤費用について一度修正することを要望する。例えば、2021年から第三段階DETを試行し、一年目は高齢化社会などの現状により増加した薬剤費用を踏まえてベースライン値を修正し、2020年の実支出額を2021年のDETベースライン値とする。翌年度からは前年度の目標値をベースライン値として、当年度の医療費用総額予算の成長率により修正し、DET成長率を乗じ、当年度のDET目標値とみなし、且つその後の成長率設定は直近5年の平均調整幅を考慮して調整する。その他試行方案の詳細は、公協会と十分に議論してから公告実施し、DET試行以来の目標値設定と現状との差を縮小することを期待する。

(2)現行の健康保険薬品支払価格設定原則は全民健康保険薬物給付項目及び支払基準に明記され、その中で新薬には十ヶ国薬価、原産国薬価、国際薬価比例法と治療コース用量比例法などの方式が含まれているが、新薬の研究開発は難易度が高いことを考慮し、医薬品の検査試験登録に係る審査準則には十大先進国審査資料免除に関する奨励措置が定められ、法令の統一性を担保するため、現行の十ヶ国の定義を維持していただきたい。

- (3)薬価調整弁法は長年実施され、幾度の議論による調整を経たが、近年は高額な抗がん剤の導入とHIV、HCVなどの政策により、薬剤支出費用は高騰し、薬価調整の仕組みを見直す声が上がっている。当会では、薬価調整の仕組みがより適切なものとなるため議論を行い、共に修正方向を協議することに同意するが、同時にバイオフーマ産業全体の発展にも十分に配慮しなければならない。日本の薬価算定・調整の経験を参考として、業界・政府・学界と共同議論し、薬価調整の選別基準を設定して、市販後の薬価調整の際に薬剤費用の貢献度を考慮することにより、全面的な薬価調整によって優れた薬剤がコストに見合わないために市場から撤退することを避けるほか、公平性も兼ね、薬剤費用に貢献度の高い品目がより多くの薬価調整比例を負担することで、健康保険医薬費用の支出を有効的に分配し、医療と患者がWin-Winとなることを目指していただきたい。
- (4)薬品給付協議の主な目的は、薬剤費用支出を管理し、新薬導入後の初期における財務インパクトの不確定性を低減することによるリスク分担効果を期待するものであり、薬価の引き下げを追求するものではない。五年の観察期間中に支出が基準を超過する場合には一定の金額を返還するため、薬剤費用の支出超過を有効的に避けることができる。十ヶ国の薬価にて薬価は算定されておらず、保険対象の適応症が他の国と異なるにも関わらずPVA期間が満了する時に十ヶ国の薬価により薬価を見直すことは、企業が新薬を導入する意欲を削ぐことに繋がり、結果として国民の薬剤選択の権利にも影響を与えてしまうため推奨できない。
- (5)現行の総額制度において、多数の国民は健康保険には限界があることを理解している。新薬の価格の高騰はあるものの革新性を考慮し、新薬を継続的に導入して国民に希望を与えるため、適度に収載品を見直すことは必要であり、薬剤選択の安全性を高めるほか、健康保険の支出も効果的に抑えることができる。医療テクノロジー評価の発展は成熟期に入っており、HTAにより上市後の医薬品を再評価し、治療効果や安全性、及び費用対効果を見直すことも選択肢の一つになった。しかし、国民の薬剤選択の権利の保障及び公正合理性を兼ねるため、選択基準が明確に定義される前に、法令規定により給付対象外の要指示薬品から評価を試行することが提案された。その執行には対応する法令策定が必要であり、執行方法と評価の仕組みの透明性、並びにコミュニケーション・ツールも必須であり、産業界と定期的に会議を行うことで、より国民の薬剤選択の権利を適切に保障できると考えられる。

(医薬品医療機器部会)

テーマ35 希少疾患と希少疾患用医薬品の定義を見直し、世界とリンクして患者の医療ニーズを満たす

要望事項 世界保健機関（WHO）は、世界中の人々の健康を中核的使命として掲げ、特殊及び社会的弱者の健康と福祉を提唱している。台湾はアジアで最初に全民健康保険を実施した国で、全ての人が平等に健康ケアを受ける権利を有している。「Leave No One Behind」は、健康保険が示す台湾国民に対する健康ケアの理念でもある。一方、台湾は世界で五番目に希少疾患に関わる法令を定めた国で、世界で唯一予防治療及び薬物を同じ法令に掲載した国でもある。政府と民間団体がタッグを組んだ結果、台湾は2000年に《希少疾患予防治療及び薬物法》を施行し、希少疾患及び薬物審議会を設立し、希少疾患及び希少疾患薬物関連事項の認定を実施し、全民健康保険給付と希少疾患医療補助も行われている。衛生規制当局が希少疾患領域に対する様々な努力は、国政的にも注目され、各国の模範でもある。

希少疾患薬物の発展は多くの時間及びコストがかかり、且つ市場規模が限られているため、産業界の参入意欲も低い。患者に希望を与えるためにも、企業が共同基準に基づいて参入できるよう、現行の希少疾患認定及び薬物給付基準を、下記の通りに修正していただきたい。

- (1) 遺伝性疾患のみに限らない。
- (2) 希少疾患の有病率の上限を修正。
- (3) 価値に見合った薬物給付基準を構築。

補充説明 (1) 台湾における希少疾患認定基準は「希少性」、「遺伝性」及び「治療困難性」が含まれる。アメリカや日本における希少疾患への認定では、遺伝性疾患に限らず、希少疾患の認定範囲を拡大し、より多くの希少且つ治療困難な患者が適切な薬品及びケアを受けることができる。

(2) 台湾における希少疾患の有病率認定上限は1万人当たり1人、つまり全国2,300万の人口から計算すると、一つの希少疾患に対し治療を受けられる患者数は約2,300人である。しかし、日本での希少疾患有病率認定上限は1万人当たり4人、希少医薬品認定の患者数は5万人以下で、治療を受けられる患者数は台湾を遥かに上回るため、台湾における希少疾患有病率の上限を修正し、より多くの希少疾患患者が予防治療や適切な医療ケアを受けられることを望む。

(3)台湾では希少疾患薬物の収載を審査する時、常に費用対効果を前提に一人当たりの年間薬品費用支出を主に考慮する。全民健康保険により国民の健康ケア、社会の公平促進理念を実現し、企業が希少疾患薬物の研究開発あるいは導入の意欲を高め、患者に最適な治療を受けさせるためにも、是非希少疾患薬物の給付審査基準、疾患本質（Nature of the Disease）、患者への負担（its Burden on the Patient）、治療の革新度（Treatment Innovativeness）などを考慮し、価値に見合った薬物給付基準を構築していただきたい。

（医薬品医療機器部会）

テーマ36 OTC薬品の安定的な販売環境確保のための登録販売者制度の実施

要望事項 台湾の薬局（ドラッグストア、個人用品店を含む）では薬剤師が勤務している時間帯でない限りOTC医薬品を販売・購入することができない。

一般消費者がOTC医薬品をより購入しやすく利便性の向上を図るためにもOTC医薬品を販売できる資格者の範囲を拡大する必要がある。

日本で実施している「登録販売者※制度」のような医薬品販売制度を参考・導入することを検討して頂きたい。

※登録販売者：各都道府県が実施する試験に合格し、都道府県知事の登録を受けたOTC医薬品販売業務専門の資格者。実務経験や受講必須科目、年齢制限など受験資格に制限はない。（ただし、正規の登録販売者として権限を有するには直近5年間で2年以上の実働実績が必要となる。）

補充説明 1. 台湾では病院・クリニックに受診すると「全民健康保険」により一般的な病気やケガでは患者の負担は平均200～300元と大部分のOTC医薬品の売価を下回る。その反面OTC医薬品で対応できるような軽度な症状でもすぐに病院やクリニックに受診するため医療費を圧迫している。

2. 現在台湾では約8,000店舗の薬局が存在し、一店舗あたりの薬剤師（薬剤生を含む）の人数は約1.5人である。薬剤師不在のため営業時間中、常時OTC医薬品を販売することが困難な店舗（特にドラッグストアにて）も多く見受けられることから薬剤師は現在不足していると言える。

また、薬剤師を確保するため各企業より高い賃金で募集するため高い賃金を支払うことのできる企業に薬剤師が集中する。

3. 高齢化が進んでいる台湾で今後医療費の拡大が懸念されることを考慮するとセルフメディケーションを推進することが持続可能な医療財源の確保に役立つと考えられる。
4. 日本の「登録販売者制度」ができた背景として日本でも薬剤師不足が長く課題とされていたことがあり、登録販売者の誕生により医薬品の調剤業務と販売業務の分業が可能になり薬剤師の負担を減らすことができた。
これによって、コンビニやホームセンターをはじめとする様々な販売チャネルでOTC医薬品を購入できるようになった。
5. 消費者が自分自身の健康を管理、治療できるためにもまずはOTC医薬品の購入の利便性を確保しなければならない。日本のような「登録販売者制度」を実施することで、OTC医薬品を薬剤師が常時駐在している薬局以外での販売チャネルでも広げることができ、より消費者が購入しやすい環境を作るためにも「登録販売者制度」のような販売制度を検討して頂きたい。

(医薬品医療機器部会)

テーマ37 薬剤師不在時のOTC販売に関する弾力的運用について（継続事項）

要望事項 薬局（ドラッグストア）店頭に於ける医薬品販売に於いて、以下2点を要望する：

- ①薬剤師不在時に販売を禁じている医薬品（指示薬）指定の見直し
- ②TV電話等活用も含む薬剤師複数店舗同時担当の許容

補充説明 現在の台湾の薬事法に於いては、薬剤師が販売店舗に不在の場合には、指示薬を販売することを禁じているが、当該指示薬の中には長年市販されている総合感冒薬・胃薬等、一般用医薬品（大衆薬）と呼ばれるものも含まれている。これらの医薬品は、店舗での調剤等は不要で、医薬品購入前の薬剤師への問い合わせ・相談も通常は不要と思われるものも多い。

現状、台湾に於いて、薬剤師数は薬局拠点数との比較に於いて少ない状況にあり（台湾の薬局1拠点当り換算では約1.5人）、各薬局（ドラッグストア）店舗で常時薬剤師を配置することは現実的には困難な状況にある。当該規制のために、一般的な風邪薬（感冒薬）の購入を希望する来店顧客に薬剤師不在の理由でも販売することが出来ないケースが多々生じており、市民生活上不便な状況となっている。

その為、薬剤師不在の時に販売が出来ない医薬品の対象範囲の見直し、または同一薬剤師が複数店舗をカバーできるようTV会議システム等活用による薬剤師複数店舗同時担当の許容等、柔軟な対応が必要と思われ、改めて規制の見直しを要望する。

(医薬品医療機器部会)

【7】 たばこ/酒/食品等の規制について

テーマ38 ペットボトル入り飲料の販売における再生ペットボトルの使用許可について

要望事項 現在、台湾においては、食品衛生管理法第17条「食品器具容器包装衛生標準」第2条（衛生福利部食品藥物管理署第6科が管轄）によって、プラスチック製食品容器および包装の回収使用は禁止されているが、既に諸外国においては世界的な環境問題（海洋プラスチック問題）への対処策として、環境負荷が軽減される再生ペットボトルへの切替が始まっており、かつ、今後はそれが主流になっていくことが予測されることから、ペットボトル入り飲料の販売における再生ペットボトルの使用許可を求める。

また、再生ペットボトルの使用は、夜市等での回収容器の二次利用とは本質的に異なり、未使用の新しい包材としての取扱いとなるため、安全性、清潔性の点においても一切問題がないと判断する。

補充説明 2018年頃から世界的な環境問題として取り上げられている海洋プラスチック問題を受け、ペットボトルの再生利用は、世界的な大きな課題かつトレンドになっており、日本含む諸外国においては、再生ペットボトルの使用比率向上をSDGsに照らした長期達成目標の1つとして掲げている企業も多く見られる。

また、日本においては大手飲料メーカーを中心に、再生ペットボトルへの切替が始まっており、本取組みに対する一般消費者の関心や支持も極めて高いことから、近年、その比率は急激に高まってきている。

※実際、再生プラスチックへの切替の進捗に台湾での法規改正が追いついていないことから、日本では既に再生プラスチックに切り替わっている商品を台湾で輸入販売する時に、わざわざ台湾用に環境負荷が再生プラスチックより高い包材を調達して製造対応している事例もある。

(食料物資部会)

テーマ39 透明性のある政策プロセスを通じた、効果的且つ適切なたばこ規制政策の検討について（継続事項）

要望事項 衛生福利部国民健康署は、2020年5月29日付けで、煙害防制法改正案を公表し、国民の意見を公募するため、60日間のパブリックコンサルテーションを実施した。煙害防制法改正案では、たばこ製品パッケージの主たる両面にある視覚的警告表示を現在の35%から85%に拡大すること、フレーバー付きのたばこ製品を禁止すること、最小販売単位を変更すること等、過度な規制が多く含まれており、一般市民から多くの懸念が寄せられていた。パブリックコンサルテーション期間中、9,000件以上の意見が当局に提出され、改正案が大きな議論を生む内容であることが伺えるものであった。しかしながら、残念なことに前回の改正案に関する意見公募時と同様、今般も意見公募に挙げられた意見に対する見解を示すことなく、同年10月20日に修正法案を行政院へ提出された。

法律の変更は、法律に対する人々の考えや法令遵守の姿勢に影響をもたらすものであり、特に、規制および禁止を求める法律については、より広範にわたる利害関係者が既存の法律や事業において得ている権利と利益に影響をもたらすものである。政府が関連するステークホルダーの意見を検討せず、規制の実現可能性や費用対効果の十分な評価を行わずに、十分な科学的根拠や対応する裏付けのない極端な規制を急いで採用した場合、間違いなく合法的な産業の存続に影響を与え、違法取引の問題を悪化させ、結果的にタバコ税収の減少を招き、台湾の投資環境の不確実性と予測不可能性を悪化させることが想定される。

実際に、昨今、政府は政策の必要性和関連産業が被る可能性のある影響のバランスを考慮せずに、過度な規制措置の導入を進める傾向にある。

もし、過度な規制措置が軽率に実施された場合、外国人投資家の事業運営に支障をきたし、台湾への投資意欲を減退させる可能性がある。

一例をあげれば、衛生福利部は2020年に「食品安全衛生管理法第17条に基づく食品及び関連製品の安全衛生基準の実施日の決定に関する原則」の修正案を発表し、長年にわたり法令を遵守して事業を行ってきた関連する業界への法的安定性の維持や信頼性の保護を考慮せず、規制対象となるすべての製品は、施行日より新規制に準拠することを求めた。仮に補完的な措置がなければ、業界各社は想定外の経済的損失を被る可能性があった中で、幸いなことに、業界との話し合い

の結果、本改正を実施することはなかった。本事例は、政策形成の過程において、政府と産業界の間で緊密な対話と協力を行うことが、法律や規制のバランスと有効性を改善し、過度で憲法上の原則に反する措置を回避することにつながることを示している。

このような観点から、我々は台湾政府に対し、「透明性のある開かれた政府」の原則を堅持し、関連する利害関係者からの意見を慎重に検討し、十分な科学的証拠の裏付けのある規制影響分析（Regulatory Impact Analysis：RIA）を行い、たばこ規制の決定にあたっては、憲法の比例原則と適切な法的手続きに沿ったものとなることを要請する。

そして、政府が政策目標の達成と合法的な産業への悪影響を最小限に抑えることの両立を図ることに努め、施策の実施にあたっては国民の健康保護と合わせて全体的な投資環境の保護も考慮されることを要請する。

補充説明 ※行政院から提案された2017年の菸害防制法の修正法案の内容に基づいて記載

1. 85%の視覚的警告表示

・知的財産権の侵害

パッケージ表面の視覚的警告表示が現行の35%から85%に拡大される。これは、企業の最も重要な資産であるブランドや商標権に対する深刻な制限を課されることとなり、結果として企業の知的財産権を侵害する。

・違法取引の拡大

85%の視覚的警告表示の導入は、違法業者が違法たばこ製品の製造/流通/販売をすることが容易となり、違法品の需要を増大させ、正規にビジネスを展開している企業に悪影響を及ぼす。また、違法取引の増加により、台湾政府の税収が減少することが想定される。

2. フレーバー製品の禁止

・消費者への全体的な悪影響

科学的な科学的証拠に基づく正確かつ十分な影響分析の伴わない、メンソールを含むフレーバー使用の禁止は、消費者の嗜好に合った製品の購入および消費の権利を侵害する。

- ・市場における公正な競争環境の棄損

フレーバー製品の禁止は、イノベーションを通じたメーカーの製品の差別性を低下させるといった、公正な市場における競争に深刻な影響を与える。

- ・違法取引の拡大

禁止されるフレーバー製品を求める消費者が、含有物等が不明な違法製品を消費することにつながり、結果、消費者の意図せぬ健康被害につながる。また、違法品の増加に伴い台湾政府の歳入にも影響を及ぼすとともに、企図する公衆衛生政策の目的を達成することができないことが懸念される。

3. 最小販売単位の変更

- ・立法趣旨との齟齬

現行の規制においては、たばこ製品の各包装に対する販売単位について、20本とすること、もしくは、内容物の正味重量が15グラム以上であることと規定されている。しかし、今回の煙害防制法改正案においては、最小販売単位がこの2つの要件を同時に満たすこと、すなわち、各包装に20本かつ内容物の正味重量を15グラム以上とすることが求められている。

これにより、各社は、この新しい要件を満たすために、現状よりも多くの葉たばこを各包装に使用しなければならない。結果として、消費者は製品個装当たり、現状よりも多くたばこ製品を消費することにつながることから、煙害防制法の立法趣旨に反するものとなっている。

- ・市場秩序への影響

消費者が従前の仕様に基づく製品を志向し、違法製品を消費することにつながる懸念され、結果、市場の秩序が乱されることにつながる。

(食料物資部会)

テーマ40 通関時の衛生福利部（TFDA）担当官指示について（継続事項）

要望事項 通関時の関係当局（TFDA）とのやり取りに非効率な部分があり、通関に時間を要するケースがあり改善を要望する。

補充説明 ①日本産の食品については、テーマ1での提起の通り5県からの輸入が依然禁止さ

れていることに起因して、現在でも原産地証明の原本が通関時に必要となっており完全な電子化には至っていない。原産地証明の電子化についても併せて進めていただきたい。

- ②同一の製品の通関時においてTFDA側の担当者が変更になった際に指示が異なるケースも依然発生している。それに起因しラベルを全て張り替えるなどの業者側の負担も発生するケースもあり、データベース化による情報共有の仕組みが末端では必ずしも機能していない。

＊本案件は2020年に国家発展委員会主導でTFDAと実務協議を複数回開催したが、協議はその後中断中。

(食料物資部会)

テーマ41 ① 琉球泡盛の関税率引き下げについて（継続事項）

要望事項 ウイスキー（関税率“零”）、ビール（同“零”）、ワイン（同“10%”）などの酒と比べ、琉球泡盛の関税率は40%と特に高い。

よって、台湾にて合理的な価格で提供できるよう、琉球泡盛の関税率の引き下げを要望する。

「琉球泡盛」は、一般の穀類蒸留酒と異なり、沖縄の歴史文化に育まれたユニークなお酒。輸入量も限られており、台湾産米の生産や販売に与える影響は考えにくいと考えている。

補充説明 琉球泡盛の原料であるお米が、台湾の主な農産物であり、過度な関税率の引き下げは台湾産の関連製品の市場シェアを下げ、政府所有食糧の販売に影響する懸念は理解できるものの、現状の関税率は他のアルコールと比較しても突出して高いと言わざるを得ない。

健全な競争は、台湾の生産者の技術向上や原料のお米の品質向上をもたらすだけでなく、多様な飲用機会を創出し消費者の需要を喚起することで、酒類全体の需要拡大も期待できると考える。

これにより、関税収入減を上回る営業税、酒税及び営利事業所得税の収入増が期待できるものと考ええる。

これまで酒税が一部引き下げられたが、琉球泡盛については高率関税のために高価格であることなどから、十分な市場浸透力を持ち得ず、売り上げ増に繋がっていない。

インディカ米を原料とした琉球泡盛は、台湾の伝統的な米蒸留酒である「米酒」保護の観点等から、一律40%の高率関税が課されているが、滋養用料理酒として用いられる「米酒」と「琉球泡盛」は、市場において競合しない。（利用法はウオッカ、ジンなど欧米のスピリッツ類と同様である）

（運輸観光部会）

テーマ41 ② 日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて（継続事項）

要望事項 酒類関税において、ウィスキー/ビール（0%）、ワイン（10%）等と比較して、日本酒（20%）、焼酎（40%）の関税率は非常に高くなっている。

台湾には、日本各地を訪れ、その土地固有のそれら酒類を嗜んだ経験を持つ人や日本の飲食文化を理解し、好む人も多いことから、該当カテゴリーの市場価格が適正となりさえすれば、多くの人の購買が喚起され、関税収入減を上回る営業税、酒税及び営利事業所税の収入増も期待できると考えることから、日本酒、焼酎などの関税率の引き下げを要望する。

補充説明 2019年には日本酒の関税は下げられたが、依然として日本酒、焼酎については関税が高率であり、市場価格も高く設定せざるを得ないため、十分な市場競争力を持ち得ず、市場拡大や売上増に繋がれていないと判断する。

また、日本酒及び焼酎等の酒類の原料であるお米が、台湾の主な農産物であり、過度な関税率の引き下げは台湾産の関連製品の市場シェアを下げ、政府所有食糧の販売に影響する懸念は理解するが、現状の関税率は他のアルコールと比較しても突出して高いと言わざるを得ないとする。

さらには、茅台酒/白酒/高粱酒/焼酎等については、其他穀類酒として一括りで定義/課税（40%）されているが、アルコール度数の違いもあることから、たばこ酒税法において導入されているビール以外の酒類に対するアルコール度数に応じた税率規定のように、細分化し、個々に関税を設定することが合理的であるとする。

（食料物資部会）

【8】 建設工事関連について

テーマ42 バリアフリー対応型機械式立体駐車設備の設置促進に関する法整備について（継続事項）

要望事項 政府の関連機関と台湾立体停車機械産業協会等が協議・検討を継続的に推進し、ハンディキャップを持つ人々や高齢者が安全に利用できるバリアフリー対応機械式駐車設備の規格を明確に定めた安全認定制度を制定願いたい。その制度に基づき、認定を得た機械式駐車設備については、建築物に付随する駐車場のうち、法的に設置が義務付けられているバリアフリー用駐車スペースとして活用できるよう法整備されることを望む。

補充説明 今やハンディキャップを有する人々の社会進出を積極的に支援することは世界的な潮流である。商業施設やビル、マンションなどではバリアフリー関連法規の整備によって、誰もが安全に、支障なく利用できる構造にすることを目指しているが、機械式駐車設備に対しては「安全上の問題があり、使用しない方が良い」との見解である。このままの状態では駐車場の社会的貢献度の向上や機械式駐車設備の技術的発展は望めない。

当方の提案は、すでに日本で幅広く認定されているバリアフリー対応型の機械式駐車設備の技術基準を参考にして、ハンディキャップを有する方々の利用に対し、本当に安全上の問題が生じるかを検証いただき、技術的に解決可能な方法について取り入れて欲しいということである。台湾の建築法規にある例外規定による「設けなくてもよい」から、「この基準なら設けてもよい」との考えになるよう継続的な検討をお願いする。

また、貴政府が持っている「日本のバリアフリー認定製品が“運転者や同乗者が装置内に入らない形態に近い”」との認識は事実誤認であることを申し添える。日本では既に、台湾でも普及しているエレベータ方式のタワー式駐車場（電梯塔式停車設備）や地下式、多段式など多くの駐車設備がバリアフリー認定を取得し、バリアフリー用駐車場として納入されていることを理解頂きたい。

■日本における機械式駐車装置の安全基準の体系 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_006/pdf/report_006_170710_0004.pdf

■日本の公益社団法人立体駐車場工業会：車いす使用者（旧バリアフリー）対応証明制度 <http://www.ritchu.or.jp/authorization/>

（建設部会）

テーマ43 建物使用許可検査前に本設のエレベーターを工事用に仮使用できるための仕組みについて（継続事項）

要望事項 建築工事において、建物使用許可検査前に本設のエレベーターを工事用に仮使用するため、エレベーターのみ完成した時点で仮使用の検査を実施するようにしてほしい。

補充説明 建設工事の施工期間において、完成間近に工事用昇降機が撤去された後、人員または小規模揚重に使える昇降機がない空白期間が生じる。

日本においては、施工期間に本設エレベーターを工事用エレベーターとして仮使用しようとするときは、事前にエレベーター設置申請またはエレベーター設置報告書を労働基準監督署に提出し検査に合格すれば使用可能となる。その後、建物完工時に建築監督機関（市役所など）が完工検査を行ってから許可証を発行する、という形で管理されている。

この二段階方式によって、①施工期間の労働者の安全確保と②完工後の建物所有者（使用者）の利益保護を両立している。

貴国においても、①に関しては労働部によるエレベーターの半永久設置に関する検査をする必要はなく、職業安全衛生法の「施工用仮設備である建設用昇降機」の検査基準で検査頂き、②に関して、今まで通り建築主務官庁の検査を行っていただくことで、政府一体原則に反することなく、①と②を両立した管理ができるものと考えられる。

なお、仮使用期間にエレベーターが汚損された場合は、工事施工者は責任をもって原状回復のための修復を行った上で、建築主務官庁の検査を受けるべきであることは言を俟たない。

（建設部会）

テーマ44 建築確認申請許可取得後に発生する第三者の構造設計者による指摘事項についての合理性の確保（継続事項）

要望事項 建築確認申請の許可を取得した建設案件について、該当の許可を下した自治体（県政府など）が、民間委託した第三者の構造技師（構造設計者）に対し、その許可案件の再調査及び指摘事項を求める事例があった。再調査対象の案件は抽選によって選ばれたとされるが基準が不明確であり、またその第三者の構造技師からは構造設計上の追加対策を求められた。その後その指導に基づく設計変更を行

わなければならなかったため、着工前にもかかわらず建築変更申請を余儀なくされ、この結果、工期の延伸、建設コストの増加が発生した。これは本来建築確認申請プロセスのなかで指摘があるべきもので、手戻りのない建築確認申請プロセスの合理的な運用を要望する。

補充説明 建築法改正草案が、立法院の会期終了で不継続となり、内政部より2020年1月13日に改めて書面により行政院に報告。立法院に審査させるため行政院が立法院に出す。今後は行政院および立法院の審議進度に合わせて処理すると聞いている。継続審議をお願いしたい。一定の規模以上の定義については、建築法改正が可決されたら、内政部により各方面の意見を収集の上、関連規定を検討いただきたい。

(建設部会)

テーマ45 政府主導のESCO標準契約ガイドライン導入提案について（継続事項）

要望事項 ESCO事業について、政府主導のESCO標準契約ガイドラインの導入を提案する。現在、台湾において日本と同様に国庫補助金制度を活用し、建物設備の老朽化対策と省エネルギー実現のためにESCO事業が実施されているが、多くの場合、施主が採用するESCO契約書ではESCO事業者に対して過度なリスク負担を強いる内容となっており、日系企業の参入を妨げ日本の省エネ技術・ノウハウによる台湾への貢献が困難な状況である。これは、台湾で慣例的に採用されているESCO契約書が、政府の省エネ補助金制度内で公開されている“節能績效保證專案計畫書”の一部の条件を拡大解釈し、ESCO事業者に過大なリスクを転嫁した内容で作成されている事による。この状況を改善するために、日本の省エネルギーセンター等で整備されたESCO標準契約書を参考として、政府主導にてESCO標準契約ガイドラインを作成して台湾への普及・促進を行う。これにより、日系企業によるESCO事業への参入機会が広がり、日本の省エネ技術を普及することで台湾における省エネルギー対策への寄与が可能となると考える。

補充説明 台湾では「省エネ実績保証プロジェクトのターンキー工事調達契約の範例（中国語：節能績效保證專案統包工程採購契約範本）」（2020年1月14日修正版）が作成され、一定のリスク軽減はされているが、更に下記の2点をご配慮いただきたい。

ESCO事業は契約期間中に工事期間と工事期間終了後の省エネ保証期間の両方が存在し、それぞれの期間においてリスクの種類が異なる。両方に共通する天災

不可抗力による事業開始遅延と費用の増大、事業中止となった場合の費用負担については、同上工程採購契約範本に具体的に記載されており事業者のリスクは限定的であることは契約上明確となっている。一方、省エネ保証期間中においては、天災不可抗力以外にも事業者の事由以外によりエネルギー使用量が変動する要因が考えられる。例えば建物用途の変更や使用時間の変更、稼働率の変更や気象条件等の要因である。天災不可抗力だけでなくこれらの要因にエネルギー使用量が変動した場合の措置について、同上の工程採購契約範本内第18条の4に同様の記載はあるものの事業者側の保証義務の免責をより具体的に記載されることが望まれる。

また、同上の工程採購契約範本内第5条「契約價金之給付條件（一）」に記載されている。“節能率未達__%時、不適用上述請款程序、機關不給付當期契約價金。”について、事業者は契約において定めた値の保証義務を負っているが、省エネ効果はあるものの一定の数値を下回った場合、事業者が支払いを受けられなくなる点は事業者のリスクが高いと考えられる。ユーザー側には本事業により機器が更新され一定の省エネ効果を受けており、支払いをなくすのではなく保証値と実績の差額の保証を支払うことで契約上の履行責任を果たすことができると考えられるため、ご一考願いたい。

工程採購契約範本のみで全てを網羅するには難しい局面もあるため、日本のようにESCO標準契約ガイドラインの導入をご提案させて頂く。

(建設部会)

テーマ46 ショッピングモールへのクリニックの誘致について

要望事項 台湾ではクリニックが開院する場合、その開院する場所までの独立導線（出入口）を市政府衛生局の指導により求められるケースがあり、複数店舗が一つの建物内に並ぶような大型ショッピングモールの2階以上のフロアには実質的に出店できなくなっている。

市政府衛生局のこの指導のもとになっているのは、衛生福利部からの通達に依るようで、現状はクリニックの種類すべてに一律の基準を設けており、クリニックの種類によっては開院基準の緩和を検討いただきたい。

補充説明 ショッピングのニーズが多様化してきている現在において、ショッピングセンターはただ単に“モノ”を買う場ではなく、サービスの提供を受けたり様々な体験のできる場所であったりと、いわゆる“コト”消費のニーズが高まっており、

それらが一体となったワンストップ型ショッピングの機会を求める消費者が増えてきている。

日本国内のショッピングセンターではこうしたニーズに応えるため、モールにクリニックを誘致しており、お買い物だけではなく様々なサービスを提供できている。台湾においても、お客様にこうしたワンストップショッピングの機会を提供したい。

因みに日本の法規等ではこうしたクリニックの導線に関する規制はない。

⇒添付資料：【臺中市診所開業建築物新規定】

<http://www.tcmed.org.tw/include/download.php?dl=L2hkMi8uWERBVEEvaG9tZS93ZWJ0ZWNoL193d3dfL3dlYi8yMDE1MDAxNzgVYXJjaGl2ZWVvYy9kb3dubG9hZC90dy9hN2ExZDNjMWQ5MDgwYjIzLmRvYw%3D%3D>

⇒添付資料：【衛生福利部 公文】

(建設部会)

テーマ47 ショッピングモールのテナント内装工事施工タイミングについて

要望事項 建物使用許可取得前にテナント内装審査を申請することが禁止されているため（建築物室内裝修管理辦法23条）、現状ではオーナー工事とテナント内装工事を並行して実施することができず、全体施工期間の長期化につながっている。

建物使用許可取得前でも別途テナント内装審査（消防審査含む）を申請できて、書類審査に合格した場合には、テナント内装工事施工できるようなルール変更を検討いただきたい。

※現状ルールでもテナント内装設計を建築許可申請またはその変更に合わせて提出していれば、オーナー工事とテナント内装工事を並行して実施することは可能だが、そのタイミングでテナント内装設計を提出することは現実的ではない。

なお、こうしたスケジュールの長期化に伴い収支性能が悪化し、投資機会が限られてしまうことがある。

補充説明 一般的な施工工程としては、建物構造工事完了後に、外装工事と内装工事を並行して進め、最後に外構工事や細かい仕上げ工事を実施することがスムーズであるが、現在のルールでは、外構工事まで全て終了して使用許可取得をした後でないと、内装工事のうちテナント内装工事を実施することができない。

「書類審査」としては、テナント内装図面（消防含む）を審査して合格した後
にテナント内装着工するのであれば問題ないと考えられるし、「現場審査」とし
ては、オーナー工事とテナント内装工事をまとめて審査して合格した後に施設開
業するのであれば問題ないとする。

（建設部会）

テーマ48 官庁案件における空調機の「MIT商標」の条件の見直しについて

要望事項 ・現在台湾でエアコンを販売する場合、能力及びその他規制・法規に適合・順守し
たものをきちんと台湾の機関で受験し順法に乗っ取ったものでないといけない。
それに加えて「MIT商標」もありダブルスタンダードとなっており、一部の官
庁物件では入札にも参加できない。「MIT商標」を取得できていない現地製メー
カーも多く、また輸入品にも平等にビジネスの機会があるべきではないか。

補充説明 ・2020年8月末の報道であった大型官庁物件では「MIT商標」が入札の条件とな
り一部の台湾製造メーカーのみが応札できた。台湾の規制・法規を順守した
メーカーが応札できなくなることは不平等ではないか。

・2008年に政府が発表された省エネ商品購入の際の補助金制度の際にも同様の
条件があったが、今回と同様の働きかけによって「MIT商標」の条件は後に撤
回された事実もある。

・中華民国電器商業公会全国連合（空調機販売店が加盟する協会）以外にも、韓
国メーカーも代表事務所を経由して政府に陳情書を提出したという情報もあり、
本件は我々輸入品メーカーのみの問題でない。

・空調機の主要部材も外国製が多く採用されている現状で「MIT商標」に拘る必
要があるのか。

⇒添付資料：【台湾製原産地認定基準】

（建設部会）

テーマ49 緑建築法規における断熱ルール変更について

要望事項 緑建築評価における建物上部の省エネ係数は屋上面のみを評価するよう定められ
ているため（「建築物節約エネルギー設計技術規範」の「3.2.4条」と「9.1.8条の図5」）、
屋上面以外の断熱は評価されない仕組みになっているが、これは建物屋上階のす
ぐ下の階が空調された屋内空間である場合には効果的だが、そうでない場合には
効果的ではないので、建物プランに応じて断熱評価箇所を変更していただきたい。

補充説明 例えば1～3階が空調されたショッピングモール、4階と屋上が空調されていない駐車場である場合は、屋上階床で断熱するよりも、4階床で断熱するほうが効果的である。

(建設部会)

【9】 金融財務について

テーマ50 非居住者の源泉徴収報告期限につき、報告期限の計算に休日を除外する営業日ベースとするか、休日を除外しない場合は報告期間を延長するとの要望について（継続事項）

要望事項 (2020年度白書台湾政府回答を踏まえた要望)

2020年度白書回答は2019年度と同様にインターネット申告が可能になり改善されているとあるが、インターネット対応にて10日以内に申告・納付するためには経理部門従業員が休日出勤することが前提であり、労働基準法での残業制限、休日出勤禁止措置との齟齬があると考ええる。また、税務署窓口で小切手での納付が残り改善したとは言えない。

旧正月のような長期連続休日が無ければ支払日を含む10日以内の申告・納付は運用上特に問題ないが、2020年の旧正月7日間連続休暇（1月23日～29日）のような事態になると申告書作成及び納付まで3営業日（実質は2営業日程度）となり期限越えとなる可能性が高まる。

また、租税条約で源泉税の減免対象となるもの（例：日本の親会社への配当金）は送金先居住証明及び受益者証明の取得及び申告書添付が義務付けられており、申告期間内に台湾の休暇に加えて送金先居住国の休暇が発生すると前述の書類の適切な授受ができず申告期限に間に合わない可能性をはらむ。

このため、台湾における3連休以上の休暇がある場合における10営業日以内での申告・納付期限の制度改善を引き続き希望する。

補充説明 (当初（2019年度）白書要望内容)

所得税法第92条は、非居住者が所得税法第88条に規定するすべての種類の所得が台湾国内で発生する場合、台湾国内の源泉徴収代理人は、源泉徴収日から「10日以内」に源泉徴収税を国庫に支払うとともに源泉徴収票を発行し税務署へ申告する。

源泉徴収代理人が税務署に納付・申告する際、税務当局により源泉徴収後休日も含めた「10日以内」の納付・申告源泉徴収代理人の納付・報告が義務付けられており、この期限を遅れると税務当局から過料が課される。

源泉徴収代理人は申告期限の10日間には休日が含まれることを認識しておらず、故意ではないにも関わらず税務当局から過料が課され、しばしば源泉徴収代理人と税務当局との間で訴訟が起こっている。

また、役務発生と納付・申告期限の間に旧正月など中長期の休日が入る場合に、休日前での源泉徴収代理人側の事務作業に負担がかかっている状況となっている。

税務当局に対し源泉徴収代理人側の事務負担及び訴訟の軽減を目的として、非居住者からの源泉徴収税の納付・申告期限は、休日を除く10営業日以内とするか、休日を期間に加算する場合には「10日以内」を例えば15日以内等長い期間に変更するよう検討頂きたい。

(金融財務部会)

テーマ51 100万米ドル以上の外国為替取引における中央銀行事務手続き簡素化について（継続事項）

要望事項 （2020年度白書台湾政府回答を踏まえた要望）

現在提出している報告書が、外国為替収支または取引の申告が国際収支統計の作成および外国為替市場管理の重要な根拠となり、誠実な申告および正確な国際収支統計を実現するために当該報告書の確認プロセスを継続する必要性は理解。

貴行の回答にある「2019年外国為替決済資料統計では申告義務者の1回の外国為替決済の購入および売却金額が100万米ドルに達した件数は1年の外国為替決済総件数の0.4%に満たない」とあるが、これは個人の少額取引を件数に参入していることが理由であると考えられる。

法人においては、100万米ドルはさほど大きな金額ではなく当該報告書の作成・準備には一定程度の事務負担が発生し利便性が損なわれている状況にあるため、貴行が法改正を適時に修正する状況や状態の基本的な考え方や基準をお示し頂きたい。

補充説明 （当初（2020年度）白書要望内容）

外匯収支或交易申報辦法第5条により、外為取扱金額が100万米ドルを超える場合、外為取引を行った報告義務者は関連する契約および承認書を中央銀行へ報告書とともに添付提出する必要がある。

報告書類がリストされた項目と一致することを取扱銀行によって確認された後に台湾ドルとの交換が可能となっている。

経済成長率が年々高まっていることで各企業の貿易取り扱い額が増え続けており、100万米ドルを超える外為取引も頻繁に発生しているため企業側の事務作業が煩雑化し、タイムリーに為替取引を実施できないことによる国際的な価格競争力の低下要因となっている。

100万米ドルを超える外為取引に関する関係書類の提出義務自体を廃止するか、現状の100万米ドル以上での申告義務限度額を緩和して例えば10倍の1,000万米ドルへ申告義務額を増やすなどの対応をして頂きたい。

(金融財務部会)

テーマ52 コミッションや定額口銭に係る為替予約規制の緩和について

要望事項 「銀行による外為業務処理の管理規則（銀行業辦理外匯業務管理辦法）」では如何なる為替予約締結に際しても実需に基づいた為替予約であることを証明するため、契約書やInvoiceなどの船積書類の提出が義務付けられている。当該規制に関して、代理店業務として契約当事者から受領するコミッションや定額口銭について、為替予約の締結に係る緩和措置を実施頂きたい。

補充説明 商社等の台湾進出企業現地法人は日台間や外国間貿易の際に、貿易商品本体の売買契約当事者ではなく代理店として取引に参画するケースが多々ある。

このため、契約当事者となる日本の本社やその他海外現地法人等から船積完了による成功報酬ベースでのコミッションや定額口銭が大きな収入源となっている。

特にコミッションは米ドル建て船積金額の何%、船積数量1トン当たり何米ドルといった計算に基づいて役務対価を受領しているが、船積1件当たりのコミッション金額は数百米ドルレベルの少額なもので毎月数百件の計上があり、逐次少額のコミッションを本社から送金させる手間とコストを削減するために、毎月1回の月末決算締め後の本社との残高確認後にまとめ送金を受領する形式を採用している。

台湾での為替予約制度ではコミッション確定からまとめ送金を受領までの期間40日程度における為替リスクを避けるため為替予約ができない。

このため、2020年のような米ドル安局面においては台湾側現地法人では大きな為替損が発生する状況となった。

為替実需の証憑の提出が不要な100万米ドル未満の借入金を行い即座に台湾ドル転を利用して為替ヘッジを行うことも想定できるが、外貨借り入れコスト及び台湾ドル転コストがかかるだけでなく、低金利下において台湾ドルでの定期預金運用を行ってもこれらのコストをカバーできない状況である。

このため一定金額以下の為替予約についての規制緩和を検討いただきたい。

(金融財務部会)

テーマ53 ターンキー契約における日台租税協定の適用の実効性担保とオフショア部分課税除外の要望について

要望事項 日本法人が台湾で受注した発電所や鉄道といったインフラ工事において、契約額の中に日本からの機器調達額を含むターンキー契約の場合、財政部民国77年3月28日付解釈通達（台財税第770526922号）に基づき、輸入による機器調達額を含めた契約額全体が台湾源泉所得として課税対象とされる。

一方で、2017年から適用されている日台租税協定第7条に基づけば、日本法人が台湾の支店や工事事務所等の恒久的施設を通じて域内で事業を行う場合、台湾における恒久的施設に帰属する利益部分に対してのみ課税されることとなり、日本に帰属する利益部分は課税されないこととなる。加えて、所得税法第124条の規定により、租税協定の適用は国内所得税の関連法規に優先される。以上から、租税協定の適用により、日本から輸入した機器調達部分については日本に帰属する利益部分として、台湾における課税対象から除外される余地がある。

しかし台湾での実務上、租税協定の適用に係る審査準則 第13条に基づけば、租税協定の適用に際しては税務当局への認可申請を行う必要があり、認可取得のために、契約や事業内容についての詳細な説明や、日本・台湾間での利益配分に関する証明等が必要となり、租税協定の申請から認可までの協議が長期間に渡るだけでなく、租税協定の適用自体も非常にハードルが高いものとなっている。結果、ターンキー契約に関して日台租税協定の適用が困難となっているケースがほとんどであり、本来、日本法人が享受できるはずの租税協定のメリットを享受できず税負担が過大となり、工事の採算性を悪化させている。この工事の採算性についての課題は、インフラ工事を計画・実行する多くの日系企業においてボトルネックとなっている事項であり、日台協力によるインフラ工事の成否にかかる重要な問題となっている。

そこで、日台租税協定の適用に関して、以下の2点を要望したい。

1. 認可制から届出制への変更
2. 輸入材料・機器の供給に対する利益を台湾における課税対象外とすることの明確化

補充説明 関連法規

【財政部 民国77年3月28日付解釈通達 台財税第770526922号（抜粋）】

台湾国外の工事請負者が台湾国内にて建設工事を請負、契約により台湾国外から調達し提供する材料及び機器設備の代価については、法により営業税及び営利事業所得税が課税される。

（中略）

営利事業所得税部分は次に掲げる方法のいずれかによる。

1. 確定申告による方法：所得税法第24条の規定（通常の確定申告納付）に従い、年度の全収入から各原価費用を控除した純益を所得とする。
2. 所得税法第25条申請による方法：当該国外調達の材料及び機器設備、請負手数料は技術提供サービス報酬と合わせて所得税法 第25条の規定により申告又は源泉徴収納付する。

【日台租税協定 第7条 事業利得】

1. 一方の地域の企業の利得に対しては、当該一方の地域の企業が他方の地域内にある恒久的施設を通じて当該他方の地域内において事業を行わない限り、当該一方の地域においてのみ租税を課することができる。一方の地域の企業が他方の地域内にある恒久的施設を通じて当該他方の地域内において事業を行う場合には、当該一方の地域の企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の地域において租税を課することができる。

【所得税法 第124条】

中華民國がその他の国と締結した所得税協定に別に特別な規定がある場合は、その規定に従う。

【租税協定の適用に係る審査準則 第13条】

締約相手国の企業に法律に基づいて課税する所得税の営業利益があるが、租税協定の営業利益に関する規定により、所得税を減免する場合、締約相手国の税務

機関が交付した居住者証明書、中華民国国内に恒久的施設がない又は中華民国国内の恒久的施設を経由して事業活動を行っていないことを証明する関連書類、所得に関する証明書を添付して、支払者の所在地の税務機関に対して所得税減免の認可を申請するものとする。所得税法第88条に定める源泉徴収範囲に属する所得は、税務機関が認可を行う時に、副本で源泉徴収義務者に対して源泉徴収免除の旨を通知するものとする。

(中略)

(金融財務部会)

テーマ54 中期貸出規制に関する外国銀行支店の総預金残高の計算基準に関し、 「母国本店及び地域本部等海外拠点」から借入れた一年以内の短期 借入金も計上できるよう基準を緩和することについて

要望事項 「外国銀行支店及び代表者駐在所の設立及び管理弁法（外國銀行分行及代表人辦事處設立及管理辦法）（以下「外銀管理弁法」という）」第18条の規定により、外銀支店は、銀行法第72条、第74条の1などの条文を準用する際に、「母国本店の与信限度額における与信取引を行った部分」を「総預金残高」の計算基準に計上することができる。2020年9月26日付の改正外銀管理弁法により、銀行法第72条、第74条の1の規定を準用するとき、さらに「母国本店から借入れた一年以内の短期借入金」を計算基準に計上できるように緩和された。

当時の法改正の趣旨によれば、外銀支店と母国本店とのコール資金は母店が最終的な責任を負うことを考慮の上、規制緩和が行われたものである。一方、外銀支店のコール資金は、母国本店以外に、「地域本部及び本店が最終的な責任を負う各海外拠点」から借入れたコール資金も含まれることがある。よって、上記の法改正の趣旨を踏まえれば、現行の外銀管理弁法第18条第2項の規定における「母国本店から借入れた一年以内の短期借入金」の文言を「母国本店及び地域本部、海外支店から借入れた一年以内の短期借入金」に改正し、地域本部等海外支店とのコール資金を追加することを許容頂きたい。

補充説明 1. 提案の背景・理由について

現在、台湾の外国銀行支店では、母国本店だけでなく、他の海外支店に対してもコール取引を行う必要がある。その主な原因として、母国本店では、その自身及び各海外支店に配置される各種外貨の数量及び種類が様々であるため、外銀支店は特定の外貨に関するコール取引を行うニーズがある場合、

当該外貨の保有数量等によって、本店以外に、当該外貨が配置される海外拠点に対しコール取引を取扱わなければならない。

実際、多くの外国銀行では、母国本店に加えて地域統括本部（例えば東アジア地域本部や北米地域本部、欧州地域本部）を設置し、地域ごとに経営する体制になっている。このため、海外支店は、母国本店よりも所屬地域本部及びその傘下の海外支店に対しコール取引を行う。例えば、台湾の外銀支店は、主に東アジア地域本部が属する香港支店とコール取引を行っている。

2. 前回改正法の趣旨を踏まえて

2020年9月26日付の外銀管理弁法改正案第18条の理由によると、外国銀行支店の経営特性上、資金の大部分は本店とのコール取引に対応しているが、本店には最終責任を負うため、与信方式と異なるものの、本店に提供される与信限度額と類似する機能を持つことから、預金総残高の計算基準に計上されることが認められるものである。この趣旨を踏まえれば、母国本店が最終責任を負う対象海外拠点とのコール取引の借入金の計上も許容できると考えられる。

なお、前記の改正外銀管理弁法の第19条の4により、貸倒引当金及び保証責任準備金額の50%を損失見込みとし、残りの50%を第18条の預金総残高の計算基準に計上することができる。その改正理由により、外銀支店の純資産規模が地元銀行に比べて大幅に小さいため、計算基準を緩和することで、外銀支店の与信枠度を引き上げると同時に、資金運用の多様化と効率化を図ることもできる。この趣旨を踏まえて、今回の提案内容も同一目的の達成に繋がるものと思料。

（金融財務部会）

テーマ55 長期不活動個人口座の雑益処理の許容について

要望事項 長期間連絡が取れない個人の口座について、以下の条件を満たす場合、銀行は当該口座を強制的に解約を実施し、別管理を行えるよう法改正を実施頂きたい。なお、口座解約時には、その残金を銀行の「雑益」として処理するものの、それ以降に当該個人顧客から口座残金の返還請求がなされた場合には残金全額を顧客に返金する想定（日本における運用と同様）。

1. 口座残高について、各銀行の付利最低残高を下回っていること（付利最低残高未満のため利息計入不要）
2. 対象口座は、一定期間（例えば1年間）以上、異動がないこと

3. 銀行は先に對顧通知を行ったうえで、連絡がとれない旨の書面記録を取得すること。

補充説明 [背景]

1. 進出してからの期間が長い日系を含む外国の銀行には、連絡不能の本国籍（日系銀行であれば日本人）の個人口座が一定数存在している。
2. 当該連絡不能の個人口座を保有する外国の銀行は、口座管理の負担やコスト等が発生している状況。

[妥当性及び合理性]

1. 届け出住所宛に通知書を発送し、不在通知を受領することで連絡取れないことの事実を確認することは可能。
2. 口座残高が付利最低残高未満であるために利息を支払わないことから、残高は変わることがないため、一般口座とは別の管理とすることは特に問題ないものと思料。
3. 一般口座とは別の管理とした状況下、仮に本人より返還請求があった場合でも顧客の口座残高の請求権には影響ないことから、顧客へ不利益が生じないと考えられる。（本人確認が取れ次第、払い戻しには応じる想定）

[他國事例-日本]

1. 長期不活動口座（10年間異動のない口座）について、残高1万円以上と1万円以下の二種類に分けられて対応している。
 - (1)残高が1万円以上、且つ、銀行が通知書を送付後に、預金者確認ができていない場合
 - ①休眠移管預金：“休眠預金等活用法”に基づいて、預金保険機構に移管することが可能—「最終異動日：2009年1月以降」、且つ「課税区分：分離または総合」の場合。
 - ②雑益繰入済預金：「最終異動日：2008年12月以前」または「課税区分：非該当または非課税またはマル優」の場合。
 - (2)1万円未満の場合

銀行は通知書の送付不要で、預金者確認を行わずに全件休眠移管・雑益繰入することが可能。

2. 顧客が口座残金の返還請求がされた際には全額を顧客に返金する運用を行っている。この場合は、雑損計上を実施する。

(金融財務部会)

テーマ56 ① エアコン部品（コンプレッサー）に対する貨物税について（継続事項）

要望事項 貨物税は特定の物品、特に贅沢品と見做される物品に対して課税されており、車用エアコンにおいても対象となっている。しかしながら、台湾国産車においては、装着率100%となっており、もはや贅沢品とは見做せず、貨物税の対象外とすべきと考え、車用エアコンの貨物税課税対象からの除外検討をお願いする。

また、貨物税の対象外と出来ない場合は、運用方法の見直し検討をお願いする。貨物税の課税方式は、エアコンシステム全体に対して20%として課税される事とされている。しかし、「システム」としての課税対象額の把握が難しいため、コンプレッサ価格の8倍の金額を「エアコンシステムの概算値」と見做し、コンプレッサのみに課税されている。（結果、コンプレッサで160%の税率を負担）

まず1点目の課題は、8倍の考え方である。エアコンシステムをコンプレッサ、HVAC、コンデンサ、配管・ホースで構成される事と規定すると、乗用車でのコンプレッサの占める割合は、30%程度になる。実際の価格ウェイトを反映した数字への変更（3～4倍）への見直し検討をお願いする。

2つ目として、コンプレッサの補修品への貨物税の減額に関する運用方法の見直しをお願いする。2018年10月18日台財税字第10704635810号令により、冷暖房機の損壊したコンプレッサの新品への換装時には、エアコン全体ではなく、コンプレッサのみに貨物税が課される事へ変更頂いた。しかしながら貨物税減額の手続き運用面では、輸入者ではなく、実際にコンプレッサの交換作業をするディーラー様や、お客様にお手数をお掛けすると共に、原価が明らかになる可能性もあるなど現実的ではなく、まだ活用実績が無いとお聞きしている。減額申請をより簡便的、現実的な方法に見直し頂くよう改善頂きたく、ご検討をお願いする。

補充説明 無し。

(自動車部会)

テーマ56 ② 貨物税の見直しについて

要望事項 現在は特定な產品のみに営業税に加えて課税となっている。台湾ではコモディ

ティ化（普及率が高い）となっている製品もあり「貨物税の撤廃もしくは税率低減」、対象となっている製品に関わる「補用部品に関しても同様の見直し」をお願いしたい。

また消費者への還付は継続的にされているが、輸入者への還付もしくは法人税などの減税措置を検討いただきたい。

- 補充説明**
- ・台湾では日本の消費税（現行10%）にあたる「営業税」が5%の間接税が掛けられているが、それとは別に特定の物品だけに貨物税が掛けられる。日本でも消費税制度が導入される前（1989年）までは家電製品や乗用車やゴルフクラブや洋酒などの贅沢品には物品税が掛けられていた。
 - ・課税される製品は生産された原産国に関わらず、「貨物税条例」で規定された製品は全て課税される。販売価格には貨物税の課税額分が乗せられて販売されているため、結局は間接的に消費者が支払っていることと同じ。特定商品に関する消費者への還付は納得ができるが、同様に企業に対しても今まで納付した金額に対して還付もしくは減税措置が適応にならないか。

（省エネ家電に対する貨物税還付措置は、19年6月15日より実施。經濟部がエネルギー効率に基づき認定した第1級、第2級の冷蔵庫、エアコン、除湿機の購入で、最高2,000台湾元の還付）

⇒添付資料：【貨物税条例】

http://www.paap.org.tw/QA/rules/rule_06_12.htm

⇒添付資料：【主計總處2019年家庭收支調査_冷氣機普及率】

（建設部会）

テーマ57 留保金課税制度（台湾所得税法第66条の9）の見直しについて

要望事項 企業毎に、財務体質強化のための自己資本（純資産の部）の増強であったり、今後の投資に向けての資金確保であったり、様々財務戦略があると思うが、現状の留保金課税制度の下では、大胆な事業活動が出来ない。

留保金課税が、配当を促進することが目的であれば、未配当額に対して罰則的に課税するのではなく、配当した額に対して何かしらの税制優遇を考慮する方法への変更を希望する。

もしくは、一旦留保金課税を支払ったとしても、将来、配当を行った場合に、全額還付を受けられるようにしてほしい。

補充説明 法人税を支払った利益にさらに課税することは、実質の法人税率のアップと考
える。

企業は、大型の設備投資などで資金ニーズが有る場合、以下の選択がある。

- ①過年度利益を留保する
- ②増資をする
- ③借入をする

②増資は頻繁に行えるものでなく、一般的には①もしくは③となるが、留保金課税がある場合①を躊躇させられる。結果、自己資本比率も高くなり（財務体質も改善されず）③借入の場合も、目的の金額まで調達できない、最悪の場合、与信がつかないことも考えられる。

結局、留保金課税が企業の投資活動を制限するものになると考える。

企業が積極的に投資の備え（利益の留保）をし、大胆な投資ができることは、結果、台湾国内の企業の成長を促進し、法人税収入も増えるものと考ええる。

現状も、「産業創新条例」により、AI機器・5G（同条例第10条の1）や建築物・ソフトウェアなど（同条例第23の3）への投資に対して、減税措置がなされているが、時限立法であること、軽減の上限、用途限定、減額を受けられる年度制限など、制約事項が多く、留保金課税の全体的な緩和、廃止を求める。

例)

- ・M&Aなどの資金は対象外
- ・土地、建物などの大型の固定資産投資には、3事業年度の利益では足りない
- ・コロナなど突発的外部要因で、多額の赤字計上になった場合に過少資本、債務超過になる。

日米の留保金課税の状況

日本：一般企業はなし。（対象は特定同族会社に限定。）

米国：留保金課税の制度はあるが、「事業の為の合理的必要性」を証明すれば課税されない。

（化学品部会）

【10】知的財産権利について

テーマ58 台湾専利法への間接侵害制度の導入について（継続事項）

要望事項 専利法において、「予備的行為」や「幫助的行為」を規制する間接侵害を規定することを要望する。

補充説明 ①現在の台湾専利法には、米国や日本など多数国の特許法で導入されている間接侵害制度が無い。装置に専用で用いられる消耗品等について、発明の各構成が一体不可分で効果を奏するなどの理由から、装置と消耗品等の其々で専利出願することが難しい場合がある。間接侵害制度が無いことにより、上記消耗品等について、品質の担保のない互換部品が流通するケースが生じている。このような予備的・幫助的な行為を抑制することは、専利権者の経営環境を保護するのみならず、製品の品質、安全性等の担保に繋がることから、製品を利用する台湾のユーザーの権益にも資する。

②民法の規定を適用した判決があるが、以下の点で不十分である。

- ・直接侵害者の権利侵害の証明の困難性等により、民法の共同不法行為（第185条）として損害賠償請求が認められた判例はごくわずかであり、法的な安定性が低い。
- ・損害賠償請求の他に、専利侵害に対する主要な救済手段として、侵害を未然に防止するための差止請求がある。しかし、民法の原状回復規定（第213条）や排除命令規定（第767条）が裁判所で認められた事例はなく、専利権者の保護が不十分である。

③なお、台湾専利師公会も「2020智財白皮書」（P2. 一（四））において、「間接侵害制度の導入により専利権の保護強化を図ることは、台湾企業にとって有益であるとともに、外国企業による研究開発投資の促進に資する」旨、建議しており、間接侵害制度は日系企業のみならず台湾ユーザーからも導入が要望されている。

⇒添付資料：【台湾専利師公会白皮書】

https://www.twpaa.org.tw/files/news/1550_0.pdf

（知的財産委員会）

テーマ59 審判制度改革の推進について（継続事項）

要望事項 専利の審判制度に関し、①専利行政処分不服に対する審判の簡略化、及び②無効審判及びその審決取消訴訟の当事者対立構造の導入を要望する。

①智慧財産局の再審査と經濟部の訴願手続きを統合し審判部を創設、「前置審査」の導入、及び「合議制（複数人の合議体による審理）」の導入を要望する。

②専利権の取消しを求める無効審判において、現在は、行政処分を下した智慧財産局が被請求人（審決取消訴訟では被告）となるが、当該専利権を有する権利者を被請求人とし、自身の権利に対して権利の主張を行うことができる当事者対立構造の導入を要望する。

補充説明 上記①については、審理において技術的な知識を有する智慧財産局の審査官の知見を活用可能であるとともに、訴願手続きを智慧財産局に統合することで、手続きが簡素化される。また、②については、第三者からの権利の取消しの求めに対し、権利者自らが反論可能となる。これらはいずれも迅速かつ的確な審理及び知財紛争の解決に資するものと思料する。

これらの制度の導入によって、台湾知財制度の国際調和が一層推進することは、日本のユーザーのみならず、台湾のユーザーにとってもメリットを共有するものとする。

（知的財産委員会）

テーマ60 税関における模倣品認定手続きの簡素化について（継続事項）

要望事項 1) 模倣品認定手続きの簡素化

模倣品を差し止めるには、税関から模倣品発見の通知を得てから、航空便輸出で4時間、その他では24時間以内に税関に出頭することが義務づけられている。この出頭の任意化を要望する。

2) 認定手続き期間の緩和

模倣品の認定期間は最長6営業日となっているが、この認定期間について緩和、例えば、10営業日とすることを要望する。

補充説明 ①各要望事項について

1) 台湾には高铁等、交通手段が整備されているとは言っても、このような短時間で他の業務を差し置いて税関に出頭することは、人員や体制に制限がある日系企業にとって大きな困難である。

- 2) 一方、税関に出頭しなくても、写真等の手段で判別できるケースもある。
- 3) そこで、他の手段で判別が可能ときには税関への出頭を必要とせず、書類上で認定手続きができる運用や、輸入業者が権利侵害をしていない証明書類を提出した場合のみ、出頭を求める運用を検討いただきたい。
- 4) また、鑑定権限は日本の本社が有することが多く、日本で鑑定し、かつ、鑑定書の原本を台湾に送付し、各地の税関に提出するのに要する日数として、6日間は短く、適切に鑑定できない要因となっている。

②他国の税関制度との比較

1) 認定手続きを開始する際の税関への出頭の要否。

台湾	有り（台湾商標法75条） ・ 空輸出：4時間以内、 ・ 空輸入、船輸出入：24時間以内 [税関による商標権益保護措置実施弁法 第7条]
日本	不要
中国	不要
韓国	不要

2) 認定手続き開始の通知から何日以内に被疑侵害品が自身の権利を侵害している証拠を提出しなければならないか。

台湾	原則3営業日で1回だけに限り3営業日の延長可能 [税関による商標権益保護措置実施弁法 第7条]
日本	「認定手続開始通知書」の翌日から10営業日（やむを得ない事情がある場合は延長申請可能） [関税法基本通達69の12-1-3] また、簡易化手続きを適用した場合は以下のとおり証拠の提出は不要。 ・ 輸入差止申立てが受理されている貨物が発見され、認定手続が開始されたものの、輸入者が侵害の該否を争わない場合には、権利者及び輸入者からの証拠・意見の提出を不要として、税関長が侵害の該否を認定する。[関税法施行令第62条の16]
中国	不要 税関が職権に基づき差押えを行うためには、権利者が事前に税関に権利内容を届け出る必要あり。 従って、侵害の証拠提出は不要。
韓国	7営業日（税関未登録の権利は5営業日）以内に担保と共に提出 [知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示の第14条]

（知的財産委員会）

【11】 その他全般について

テーマ61 保育園バス（幼児園幼童専用車輛）のリース解禁について

要望事項 幼稚園の保有する幼稚園バスのリース解禁をご承認頂きたい。

補充説明 幼稚園が保有する幼稚園バスは、教育部が定める【幼児園幼童専用車輛與其駕駛人及隨車人員督導管理辦法】の以下の文言において、幼稚園が自身でバスを保有しなければならない規定となっている。

第二條：幼兒園載運幼兒之車輛，以自有之原廠幼童專用車車種為限。

第三條：幼兒園購置幼童專用車，應經直轄市、縣（市）主管機關核准後，向公路監理機關申請幼童專用車牌照，

幼稚園バスに対しては上記規定にて安全設備や座席に関して適切な規格が求められるものの、車両管理に関する豊富な知識を有したオートリース会社が幼稚園と協力し車両の管理を行うことでより安全性を高め且つ既存の車両管理に係る規定を遵守したうえでのサービス提供が可能である。また、日本においては従来より幼稚園バスのリースが認められており普及している。

本件は台湾における交通サービスの安全性向上に寄与するものとする。

ついで、上記記載の第二條、第三條はじめその他関連する条項を、リース会社が保育園に対し車両をリースできるよう修正を願いたい。

（合弁会社部会）

テーマ62 印鑑制度見直し検討について（継続事項）

要望事項 各種書類への印鑑押捺を改め、サインによる証明や電子認証制度の導入などの推進を希望する。

判子の文化を変えていくべく、署名を許容する場合には判子は不要で署名だけで可、と明言する等の方針を示し、他の大手民間企業にも脱判子化が浸透する流れを率先して作って頂くことを要望する。

補充説明 今回、新型コロナウイルス感染拡大予防のため在宅勤務制度を導入した企業も多いと思われるが、書類への印鑑押捺のために、どうしても出社が必要となるケースが生じている。これでは在宅勤務の意味がなく、感染拡大防止に繋がらな

いものと思われる。今回を機に、各種書類への印鑑押捺を改め、政府自らサインによる証明や電子認証制度の導入等推進をお願いしたい。

(商社部会)

テーマ63 グリーンマークの相互認証拡大、認定手続きの簡素化等の環境整備によるエコ商品の拡大について（継続事項）

要望事項 日本のエコマークと台湾のグリーンマークとは相互認証の基本契約が締結されているが具体的な実施には至っていない。筆記具を例に説明させていただくと、台湾で販売されている内外の筆記具に「環保」と表示されているものもあるが、基準・根拠が明確でなくグリーンマークでは「墨水筆」の認定基準ですべての筆記具、レフィルをこの範疇に含むとしているがその内容はインク成分、詰め替えの有無、表示内容にとどまり軸材の種類（プラスチック等再生材）、再生比率などには規定がないのが現状である。これだけではユーザーがリサイクル材を使用、指定し環境配慮型商品を購入する動機付けには至らないため登録申請する業者のメリットも少なく普及には至らない。

循環型社会が叫ばれている昨今、ぜひ再生材を使用する規定についても加えていただき地球規模での環境負荷低減を進めたく願います。

そのために

- ①グリーンマークの対象商品分類を増やしていただきたい。
- ②グリーンマークの相互認証を拡大していただきたい。（特に日本のエコマーク）
- ③グリーンマーク認定手続きを更に簡素化してエコ商品拡大を促進する環境の整備をしていただきたい。（特にコロナ禍での認証の簡素化）

補充説明 グリーンマーク「墨水筆」 編號：57、分類號：A-04はインクの含有重金属の制限値とインク詰め替え式であること、販売者名・電話番号の表示、「低汚染」の表示が認定要件で軸材の再生率の規定がない。

⇒日本のエコマーク認定基準参照：<https://www.ecomark.jp/nintei/112.html>

海外との相互認証状況：<https://www.ecomark.jp/about/mutual/>

日本でのグリーン購入法について：

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

(流通部会)

テーマ64 台湾企業とのビジネス案件に係る入境者への新型コロナ防疫規制の緩和について（継続事項）

- 要望事項**
- ・台湾企業とのビジネス案件により、日本国籍を持つ商務（打合せ）目的の入境者へはマルチプルビザを発行願いたい。
 - ・日本企業に在籍する大陸籍者の入境許可
 - ・労働許可証取得要件の確認

- 補充説明**
1. 現在台湾には、居留証、居留ビザ乃至は停留ビザを持った外国人しか入境できないが、居留証を除きいずれもシングルビザ扱いとなっている（現在はマルチプルビザの発行がコロナの影響で一時的に止められている）。

ビジネス案件で入境する場合、業務上の打合せや機械設備の据付指導など短期滞在を数回繰り返しつつ業務を遂行する方が効率的な場合があり、都度ビザを申請しなければならないことが業務上の支障となっていることから、マルチプルビザの発行を再開願いたい。

2. 言語の問題から、大陸籍エンジニアを台湾に入境させ、業務上の打合せや機械設備の据付指導などに対応させたい事案が増えている。大陸籍の保有者については現在台湾への入境が認められていないと理解しているが、日本の企業に勤める（日本国内に在籍する）大陸籍保有者に対しては、日本国籍者と同等のビザ申請手順で台湾への入境を認めてもらいたい。

3. 滞在期間が（隔離期間を含め）45日間以内の場合には労働許可証の取得は不要と理解しているが、ビジネス案件で入境する場合にはその滞在期間に関係なく、原則全てのケースで労働許可証を取得するよう台北駐日経済文化代表處の指導があった。

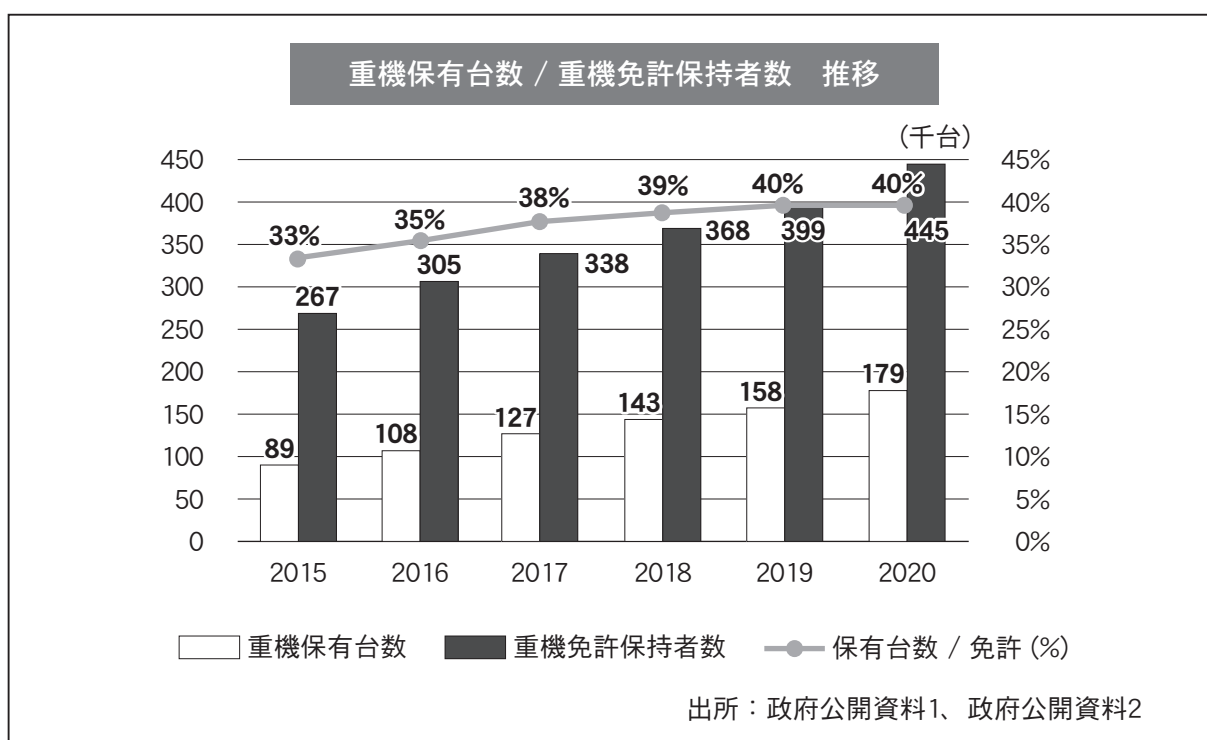
滞在期間が（隔離期間を含め）45日間以内の場合、労働許可証の取得は不要との理解で間違いないか、改めて確認させて頂きたい。

また、全ての日本人入境者に占める労働許可証未取得者の割合を例示頂けると尚有難い。

（一般機械部会）

【テーマ27添付資料】重機保有台数と重機免許保持者数の推移：

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
重機保有台数(千台)	89	108	127	143	158	179
重機免許保持者数(千人)	267	305	338	368	399	445
保有台数 / 免許 (%)	33%	35%	38%	39%	40%	40%



政府公開資料1：

<https://stat.thb.gov.tw/hb01/webMain.aspx?sys=210&kind=21&type=1&funid=2110004&rdm=dmiphqjl>

政府公開資料2：

<https://stat.motc.gov.tw/mocdb/stmain.jsp?sys=100&funid=b3301>

【テーマ46添付資料】衛生福利部 公文：

衛生福利部 函		檔 號： 保存年限：
地址：台北市南港區忠孝東路6段488號 傳 真：(02)85906090 聯絡人及電話：林育丞(02)85906666轉6219 電子郵件信箱：lc25126@mohw.gov.tw		
受文者：新北市政府衛生局		
發文日期：中華民國107年4月9日 發文字號：衛部顧字第1071960430號 速別：普通件 密等及解密條件或保密期限： 附件：		
主旨：有關既有之醫療機構、藥事機構、護產機構或其他醫事機構內設立居家式長照機構，得否同址設立兩機構且無須獨立出入口一案，復如說明，請查照。		
說明：		
一、復貴局107年3月1日新北衛心字第1070375049號函。		
二、既有之醫療機構、藥事機構、護產機構或其他醫事機構內同址設立居家式長照機構，應符合下列條件：		
(一)應有獨立出入口(不以建築物1樓大門出入口為限)。		
(二)使用空間須明確、完整區隔，且不影響上開醫療機構、藥事機構、護產機構或其他醫事機構之主要作業範圍。		
(三)工作人員、環境設施設備、經營組織及管理獨立，不與他機構共用。		
三、前揭機構(醫療機構、藥事機構、護產機構、其他醫事機構及居家式長照機構)皆應符合其相關法規。		
四、本案因涉事實之認定，宜秉上開認定原則本權責審酌辦理。		
。		
正本：新北市政府衛生局		
副本：本部醫事司、本部護理及健康照護司		
 *1071960430*		
第1頁，共2頁		

【テーマ48添付資料】台湾製原産地認定基準：

産品	冷氣機（不含水冷式及限14KW（含）以下）		
類別	窗型	分離式（室内、外機須同時符合）	
		室外機	室内機
臺灣製原產地認定基準	1. 依貿易法第二十條之二授權訂定之原產地證明書及加工證明書管理辦法之我國原產地認定規定。 2. 成品組立工程在臺灣完成。		
	3. 下述重要零組件11項 至少須具有6項為國產件。 4. 重要零組件： 電源線組、電容器、安裝架、包裝材、外殼及底座、塑膠面板、熱交換器、電氣組立、扇葉、風扇馬達、壓縮機。	3. 下述重要零組件9項 至少須具有5項為國產件。 4. 重要零組件： 電容器、包裝材、外殼及底座、塑膠面板、熱交換器、電氣組立、扇葉、風扇馬達、壓縮機。	3. 下述重要零組件8項 至少須具有4項為國產件。 4. 重要零組件： 安裝架、包裝材、外殼及底座、塑膠面板、熱交換器、電氣組立、扇葉、風扇馬達。
産品品質檢驗基準	應通過經濟部標檢局現有應施檢驗項目。		

【テーマ56 ② 添付資料】主計總處2019年家庭收支調查_冷氣機普及率：

第25表 家庭主要設備普及率

Table 25. Percentages of households with Household Equipment and Appliances

單位：％ Unit：％

年別	彩色 電視機	電話機	冷暖氣機	洗衣機	家用汽車	機器 腳踏車	報紙	家用電腦	有線電視 頻道設備	行動電話
Year	Color TV	Telephone	Air Conditioner	Washing machine	Sedan vehicle	Motor- cycle	News- paper	Personal computer	Cable TV	Cell phone
65年 1976	23.48	22.14	3.62	38.60	1.54	44.57	39.56	—	—	—
66年 1977	34.70	27.81	5.33	47.21	2.10	50.27	47.68	—	—	—
67年 1978	46.57	35.48	8.68	53.96	2.78	54.72	52.71	—	—	—
68年 1979	58.64	41.08	11.65	60.14	4.07	58.76	53.45	—	—	—
69年 1980	69.29	51.09	14.40	64.73	5.11	63.51	54.61	—	—	—
70年 1981	77.90	60.93	16.37	68.88	6.40	67.15	59.21	—	—	—
71年 1982	83.12	67.65	17.16	70.52	7.23	68.53	57.96	—	—	—
72年 1983	87.79	74.35	19.72	73.68	9.30	70.26	59.34	1.46	—	—
73年 1984	90.41	79.63	22.91	75.49	10.38	70.55	61.55	1.94	—	—
74年 1985	92.31	82.12	23.95	77.84	11.91	71.87	64.80	2.32	—	—
75年 1986	94.42	85.25	25.45	79.49	13.63	72.83	66.26	2.92	—	—
76年 1987	95.78	87.20	28.66	81.33	15.54	73.80	62.56	3.55	—	—
77年 1988	97.34	89.11	34.29	83.97	19.21	75.25	60.34	3.95	—	—
78年 1989	97.80	91.51	41.74	86.82	24.90	76.83	62.46	5.42	—	—
79年 1990	98.26	93.08	47.26	88.79	29.07	77.51	62.27	6.77	—	—
80年 1991	99.16	94.75	52.37	89.53	33.67	79.20	62.03	9.57	—	—
81年 1992	99.30	95.13	56.14	90.38	38.94	78.49	60.13	11.76	—	—
82年 1993	99.25	96.00	60.69	91.51	41.05	79.49	57.78	13.56	—	—
83年 1994	99.36	96.53	64.01	92.31	45.54	80.78	58.87	15.29	43.37	—
84年 1995	99.29	96.70	67.08	92.83	47.95	79.88	55.61	18.54	54.15	—
85年 1996	99.32	97.49	71.65	93.00	51.16	80.82	52.25	22.56	59.57	—
86年 1997	99.47	97.54	73.83	93.99	53.79	80.19	52.23	28.39	65.97	—
87年 1998	99.17	97.63	76.20	93.86	54.52	80.00	49.41	32.31	68.09	—
88年 1999	99.31	98.00	78.89	94.74	54.33	79.18	47.42	38.92	67.87	59.96
89年 2000	99.45	98.04	79.46	95.36	55.58	79.37	43.61	46.49	71.96	76.03
90年 2001	99.29	97.79	80.54	95.05	55.63	79.65	38.81	50.86	72.34	79.47
91年 2002	99.56	97.88	83.13	95.96	58.16	80.99	38.11	56.80	74.81	83.62
92年 2003	99.51	97.80	84.53	96.56	57.43	81.02	35.78	58.74	76.12	84.63
93年 2004	99.47	97.56	85.71	96.91	58.04	80.78	33.63	62.37	78.53	85.67
94年 2005	99.46	97.55	85.69	96.70	58.38	80.85	32.31	63.15	79.02	86.15
95年 2006	99.55	97.36	87.48	97.05	59.10	81.70	28.16	66.12	79.82	88.01
96年 2007	99.37	96.69	87.64	97.45	58.69	82.98	26.60	67.13	79.93	88.94
97年 2008	99.39	96.00	87.55	97.26	58.37	82.22	23.59	69.27	81.65	89.80
98年 2009	99.56	95.88	88.35	97.43	59.18	82.87	21.64	70.51	81.97	90.58
99年 2010	99.41	95.72	89.05	97.76	57.78	82.25	21.09	71.32	82.98	90.58
100年 2011	99.24	96.06	88.75	97.63	59.11	82.97	19.16	71.93	82.92	91.70
101年 2012	99.27	94.76	89.89	98.07	58.41	83.12	17.75	72.31	83.23	92.26
102年 2013	99.33	94.69	89.96	98.10	58.39	82.79	15.80	72.21	84.37	92.57
103年 2014	99.21	94.01	91.74	98.46	58.69	82.86	14.62	70.68	84.78	93.14
104年 2015	99.20	92.89	92.53	98.37	59.09	82.83	13.62	69.32	85.38	93.51
105年 2016	99.14	92.75	93.15	98.47	59.68	83.50	13.13	68.75	85.87	94.58
106年 2017	98.96	91.25	93.86	98.56	60.79	83.78	10.84	68.12	86.36	95.14
107年 2018	98.81	89.60	94.09	98.77	60.58	83.57	9.85	66.79	86.14	95.21
108年 2019	98.74	88.19	94.71	98.70	60.82	84.15	9.35	66.69	85.92	95.55

附註：97年起有線電視頻道設備含多媒體隨選視訊設備。 Note：Cable TV includes MOD since 2008.